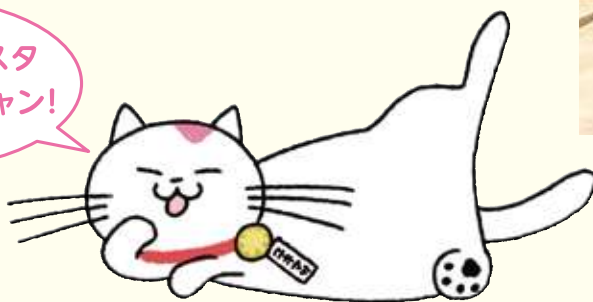


# 行政書士かながわ

2019.11/12 NOVEMBER・DECEMBER VOL.259



行政書士フェスタ  
盛り上がったニャン!



twitter Follow me @KanagawaKouhou

Facebook 神奈川県行政書士会

ホームページのアドレス <https://www.kana-gyosei.or.jp/>

神奈川県行政書士会



## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 日本行政書士会連合会



## Publisher's Voice

行政書士かながわ 発行人 田後隆二



今年9月から10月にかけて、相次いで関東地方を直撃し、風水害をもたらした台風により被災された会員各位には、心よりお見舞い申し上げます。

当会としては、大規模災害発生時においては、罹災証明書発行等の行政手続に関する被災者支援を行う旨をかねてより表明しておりましたが、具体的な経験に乏しく、手探りでの対応となりました。

そのような中、県内被災自治体からの要請に迅速に応じ、被災者等からの相談にあたっていただいた該当支部役員及び会員各位の積極的な対応には、感謝の意を表したいと思えます。

残念ながら、今後も各地で大規模災害が発生することは否定できず、今回の経験をしっかりと整理し、具体的な被災者支援策をとりまとめることが当会の急務となっています。

神奈川県行政書士会会長 田後隆二

## 目次

C o n t e n t s

本会だより	1
行政書士フェスタ2019	3
国際部特集	9
各部情報掲示板	13
研修会・講演会のご案内	20
支部だより	26
政連だより	40
かなさぼ便り	42
会員のひろば	44
新入会員紹介	48
事務局だより	52

# 理事会開催報告

日 時：令和元年8月28日（水）15時30分～16時50分

場 所：本会大会議室

出席者数：30名（理事会構成員定数30名）

出席者

会 長：田後隆二

副会長：石川房治、村上敬隆、平野公平、堀川幸夫、大和めぐみ

理 事：桑智仁、南勲、飯田弘樹、荒木克成、小川恵一、村上崇文、向川潔、伊達佳弘、  
大野佐由理、岡本祐樹、下川原孝司、竹中義久、赤澤師明、佐藤慎一、  
大菊明、蛭川奈美、町田緑、廣瀬聖、我妻敦、阪西貴子、坂下美智夫、池上嘉一、  
笹森浩史

オブザーバー：渡邊秀夫監事、加藤幹夫政治連盟会長、田中誠支部長会代表幹事

事務局：納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

欠席者：笠間由美子理事、青木弘子監事

## 議 決 事 項

- (1) コスモス成年後見サポートセンターとの協定書（案）の締結について
- (2) 会員の処分について

## 協 議 事 項

- (1) 株式会社ワイズとの業務提携基本契約書（案）の締結について

## 報 告 事 項

- (1) 日行連理事会の報告について
- (2) 会員の状況について
- (3) 行政書士試験の対応について
- (4) 行政書士フェスタの対応について
- (5) 年間スケジュールについて
- (6) 各部・各委員会・WG等活動報告について
- (7) 令和2年度予算要望ヒアリングについて

# 理事会開催報告

日 時：令和元年9月27日（金）15時30分～16時56分

場 所：本会大会議室

出席者数：27名（理事会構成員定数30名）

出席者

会 長：田後隆二

副会長：石川房治、村上敬隆、平野公平、堀川幸夫、大和めぐみ

理 事：糸智仁、南勲、飯田弘樹、荒木克成、小川恵一、村上崇文、伊達佳弘、岡本祐樹、  
下川原孝司、竹中義久、赤澤師明、佐藤慎一、大菊明、蛭川奈美、町田緑、廣瀬聖、  
我妻敦、阪西貴子、坂下美智夫、池上嘉一、笹森浩史

オブザーバー：渡邊秀夫監事、田中誠支部長会代表幹事

事務局：納谷次弘事務局長、坂下明彦事務局次長

欠席者：向川潔理事、大野佐由理理事、笠間由美子理事、青木弘子監事、加藤幹夫政治連盟会長

## 議 決 事 項

- (1) 廃業の勧告処分について
- (2) 神奈川県知事に対する措置要求について
- (3) 株式会社ワイズとの業務提携基本契約締結（案）について

## 報 告 事 項

- (1) 関地協会長会の報告について
- (2) 令和元年度日行連と関地協との連絡会について
- (3) 会員の状況について
- (4) 行政書士試験の対応について
- (5) 行政書士フェスタの対応について
- (6) 支部街頭無料相談会の対応について
- (7) 年間スケジュールについて
- (8) 業務推進本部の本部員指名について
- (9) 各部・委員会・WG等活動報告について
- (10) セーフティーネット住宅登録支援事業業務委託契約書の締結について
- (11) 神奈川県行政書士会会議室の業務外使用手続事務要領の使用料改定について



## 台風の影響で短縮開催も相談件数200件、ちらし6千セットを配布



毎年恒例の「行政書士フェスタ」が今年も開催されました。大型の台風19号が横浜に迫るなか、17回目にして初の期間を短縮しての開催となりましたが、多くの方が相談に訪れ、今年も大盛況のうち終了しました。行政書士フェスタ2019の模様をご紹介します。(広報部)

## 行政書士フェスタ2019 開催報告

去る10月11日（金）、新都市プラザ（横浜そごう地下2階時計台前広場）において、今年で17回目となる「行政書士フェスタ2019」が開催されました。例年10月第2週の金、土に開催されているイベントではありますが、今年は、大型台風19号が近づいていたため、やむを得ず11日（金）のみの開催となりました。

天候の不安もある中でのスタートとなりましたが、早くから無料相談会に足を運んでいただいた方々が、開始前から受付に並んでいらっしゃいました。

そして、いよいよオープニング。今年は、田後会長の挨拶、ユキマサくんの登場に加え、「アンサンブル・ブランシュ」のメンバーの方々が音楽で華を添えてくださいました。

初めての試みではありましたが、オープニングや、お昼の演奏時間に、アヴェ・マリアや、ニューシネマパラダイスのメイン・テーマがそごう前に流れ、優雅な歌声と、ギターや電子オルガンの優しい音色にふと足を止め、聞き入っている方々がたくさんいらっしゃいました。

また、神奈川県行政書士会のテーマ曲♪た～よれる街の法律家♪の生演奏もあり、ご通行中の皆様には、よりこのテーマ曲がご記憶に残ったのではないかと思います。なお神奈川県行政書士会のテーマ曲を演奏して頂いている様子は、神奈川県行政書士会のフェイスブックページにアップしておりますのでご覧ください。

今年も、会場の一角にあるステージでは、西田亜紀子会員をインタビュアーに、各業務部の代表に、行政書士の業務内容について説明をしていただきました。

国際部から「外国人のVISAに関するサポート」についてなど、各部からそれぞれ行政書士の業務に関してわかりやすく説明をしていただいていると、通行中に足を止め、耳を傾ける方、併せて会場壁面に掲示した業務紹介のパネルを熱心に読まれる方が多くいらっしゃいました。

そして、今年もユキマサくんは大人気！ユキマサ

くんが登場すると、小さなお子さん達は大喜び。握手をしたり、一緒に写真を撮ったりと、保護者の方々と一緒に楽しむ様子がたくさん見られました。

また例年同様、行政書士の認知度アップの一環として行っているオリジナルポケットティッシュと神奈川県行政書士会のチラシ等が入ったセットを配布いたしました。ボランティアをしていただいた会員の皆様のご協力もあり、約6,000セットを配布することができました。

このように、たくさんの皆様にご協力いただきました結果、1日の開催ではありましたが、相談件数は196件と、多くの方にご相談をいただくことができました。相談内容としましては、今年も相続・遺言関係が多く、全体の48.9%を占める結果となりました。また今年は成年後見に関するご相談も多く頂き、割合としては9.1%と約1割を占めるご相談を頂きました。様々な相談に次々と対応して頂き、相談員の皆様には大変なご負担をおかけしたのではないかと思います。しかし一つ一つ丁寧に相談に対応して頂いたため、多くのご相談者の方々が大変満足された様子で会場を後にされていました。

台風が近づいているという不安もあり、人出が心配されましたが、今年も大いに盛り上がりを見せる中無事に幕を閉じることができ、多くの皆様に行政書士を知っていただく良い機会となりました。

最後に、行政書士フェスタ2019の実施に際し、ご尽力いただきました皆様にご心より感謝申し上げます。  
(広報部 星野)



## 行政書士の業務をステージで紹介 多くの方が足を止め注目！



行政書士フェスタ会場の一角では相談部・西田亜希子部員のMCで、行政書士業務を紹介するステージイベントや、電子オルガン、ギター、声楽によるクラシック音楽・映画音楽の演奏が行われました。

神奈川県内の音楽大学・大学院出身者によるユニット「アンサンブル・ブランシュ」の演奏は、イベントのオープニングとお昼時の2回行われました。（写真①）

オペラ「フィガロの結婚」の aria 「恋とはどんなものかしら」や、「ジャンニ・スキッキ」の aria 「私のお父さん」など素敵な歌声と演奏が行政書士フェスタの会場に響き、多くの方の足を止めています。

た。集まったお客様には、行政書士の業務紹介のパンフレットや、市民相談センターのお知らせなどをお配りしました。

行政書士業務のご紹介は、各業務部の代表にそれぞれ説明をしていただきました。

オープニングでは田後隆二会長から行政書士の紹介と、本イベントの紹介をして頂きました。（写真②）

国際部からは「外国人の V I S A に関するサポート」について竹中義久副部長にご登壇いただきました。（写真③）

民事法務部からは「相続・遺言」について、我妻敦副部長からご説明頂きました。（写真④）

企画部からは「空き家問題」について、後藤国博副部長、廣末彩乃部員にご説明いただき、併せて会場では横浜市作成のパンフレットを配布しました。

(写真⑤)

ADRセンター神奈川からは山口貴之副センター長に、ユキマサ君を登場人物にしたわかりやす事例説明で、「ADR事業内容」についてご説明いただきました。(写真⑥)

運輸警察部からは「自動車ナンバープレートあれこれ」について、阿部敏博部員にご説明頂きました。

(写真⑦)

またステージイベントではかなさぽからもご登壇頂き、かなさぽの広報渉外委員会から瀧口幹子委員長、小林三千世委員、赤澤師明委員の3人による「成年後見制度について」の〇×クイズ形式で、ご説明頂きました。(写真⑧)



## 読売新聞、相鉄線車内などで 行政書士フェスタの 告知を行いました

行政書士フェスタ2019の開催をより多くの方々にとって頂くため、幅広い広報活動を行いました。開催直前の10月10日には読売新聞の神奈川県版ページに5段広告を掲載。紙面には各支部名も掲載し、神奈川県内で広く活動している当会をアピールしました。その他9月11日から1ヶ月にわたって、相鉄線のドア横に告知広告を掲出。県の広報紙「広報よこはま」の神奈川区版、西区版、中区版にも広告を掲載しました。

また今回は、神奈川県庁の「県政記者クラブ」にてイベントに関するプレスリリースを配布。その結果、神奈川新聞に10月8日、紹介記事が掲載されました。

## 台風19号の影響で開催を一日短縮

今年の行政書士フェスタはご承知の通り、台風19号が接近中での開催となりました。各メディアの報道から台風直撃による大きな影響が予測されたことから、10月9日には12日土曜日の中止を決定。予定を変更し11日中にはすべての施設を撤去し、1日のみの開催となりました。(写真は12日、会場に掲示した中止を告知するポスター)





## 行政書士フェスタ2019 相談件数等結果表

担当 相談部

### 1 ご相談者組数・ご相談件数

分 野	11日(金)
相談者(来場者)人数	151組
相談件数	196件

### 2 分野別相談件数

分 野	合計(全体に占める割合)
相続	64(32.6%)
遺言	32(16.3%)
離婚	13(6.6%)
戸籍	1(0.5%)
成年後見	18(9.1%)
借地借家	6(3.0%)
相隣・境界・空き家	4(2.0%)
その他不動産	14(7.1%)
知的財産	1(0.5%)
交通事故	1(0.5%)
債権債務関係	6(3.0%)
建設業	2(1.0%)
会社設立(設立・変更)	7(3.5%)
自動車関係	1(0.5%)
入管・帰化	3(1.5%)
その他許認可関係	2(1.0%)
その他 ※	21(10.7%)
合 計	196件(100%)

※その他の相談内容

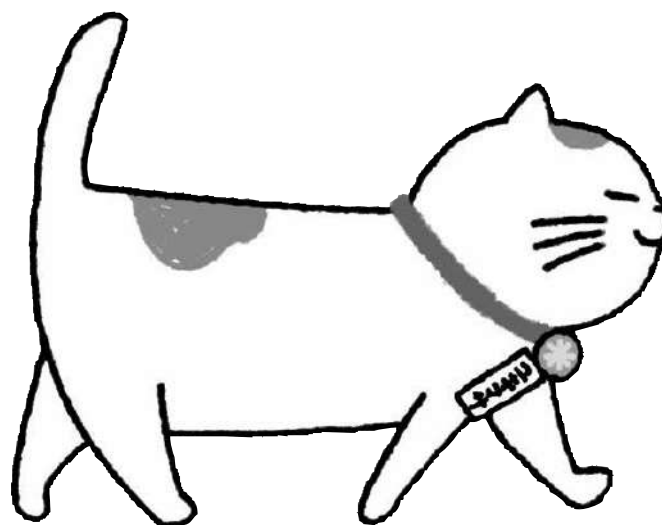
債権債務関係、貸金トラブル、不動産トラブルと、皆様のトラブルに関するご相談

### 3 ご来場のきっかけ別件数

	11日(金)	合計(全体に占める割合)
チラシ	2	2件(約 1.3%)
鉄道・相鉄	13	13件(約 8.6%)
広報よこはま	1	1件(約 0.6%)
読売新聞	6	6件(約 3.9%)
ラジオ	0	0件(約 0%)
HP等	2	2件(約 1.3%)
通りがかり	97	97件(約 64.2%)
その他 ※	9	9件(約 5.9%)
不明	21	21件(約 13.9%)
合計	151	151件(100%)

※その他について

- ・役所(厚木市役所、区の公報など) 5件
- ・電話で確認
- ・知り合いから聞いた
- ・そごうの受付
- ・近くで仕事をしている



## 「外国人材活用」関連業務に注目！ ～入管法改正を受けて、広がる行政書士の活躍の場～

国際部 笠間由美子

現在、146万人もの外国人が日本の産業を支えています（厚生労働省発表の平成30年10月末時点「外国人雇用状況」より）。外国人を雇用している事業所数も21万6千以上。従業員数が30人未満の事業所が58.8%を占め、今や外国人材活用は大規模な事業所だけの話ではなくなってきました。コンビニや飲食店などのサービス業だけでなく、製造業・建設業・IT関連など幅広い分野で彼らは活躍しており、いよいよ日本の産業界において外国人就労者の存在が大きくなり、そして身近になってきたと言えます。

「日本人以上に真面目に働いてくれるのは驚きだ!」「外国人従業員を迎えたら、日本語が分からない彼らに日本人社員が一生懸命教えようとするので、社内が活性化した」「海外進出のためのきっかけになった」…。そんな声も多く聞かれ、中小企業の課題解決策の一つとして、「外国人材活用」が注目されています。

これまで入管業務以外の分野、例えば建設業や製造業、サービス業などの許認可に従事してきた方、企業法務に従事していらっしゃる会員の先生方にも、ぜひ注目をしていただきたいのが、この「外国人材活用」という分野です。

### 在留資格「特定技能」の創設

外国人材活用が進む中、4月より改正入管法が施行され、「特定技能」という在留資格が新設され、この動きが加速化しました。ITやロボットを使っても、女性・高齢者・障がい者等の雇用を促進しても人材不足が解消しない分野に限って、現場のオペレーション要員として、一定の技能、そして日本語能力のある外国人材を採用できることとなります。基本は、企業の「直接雇用」となります（農業・漁業など、一部の業種に限って派遣が可能）。これにより、就労外国人の数が飛躍的に増えると言われていています。

#### 《受け入れ可能な14業種》

介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・船舶工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

#### 【特定技能1号】

業界ごとに定められた技能試験・日本語試験に合格した人、または技能実習2号（3年）を良好に修了した外国人を通算して最大5年まで採用・雇用できます。外国人は家族を帯同することができません。同じ業種（一部、関連する業種内）での転職は認められます。

なお、受入企業は、外国人労働者に対して生活支援・就労支援・日本語学習支援などをしなければならず、採用にあたり「支援計画」を作成する必要があります。支援の実施については、「登録支援機関」という支援組織に外部委託することが可能となります。

#### 【特定技能2号】

特定技能1号の外国人が定められた技能試験に合格すれば、特定技能2号に移行することができます。

す。この場合、双方の合意のもと雇用契約が続く限り、半永久的にその外国人を雇用することができます。また、家族も呼べるようになりますし、この間は永住資格取得のために必要な年数としてもカウントされます。

なお、2号に移行できるのは現在のところ、建設業、造船・船用工業の2業種のみとされています。

## 行政書士に求められる役割

このような「外国人材活用」の時代に、私たち行政書士はどんな貢献ができるのでしょうか。実は、企業、地方自治体、商工会議所等から、私たち行政書士に対して様々な要望が届いています。これまで以上に、行政書士が活躍できる場が増えていると言っても過言ではありません。具体的に見ていきたいと思います。

### ①外国人の入国・在留手続き

外国人の「在留資格」に関する手続きといえば、行政書士の出番です。「申請取次行政書士」として、これまでもこの業務に従事していらっしゃる会員も多いかと思えます。

外国人が日本に入国し、滞在するためには、29ある在留資格のうち必ず1つを取得する必要がありますので、外国人が増加する＝手続きの数が増加するということになります。先に紹介した「特定技能」においては、5年間で35万人がこの在留資格を取得すると言われていています。特定技能外国人の受入れを行う前に、「技術・人文知識・国際業務」や「特定活動46号」等の外国人を活用して、社内体制を整える企業も増えています。これまで以上に、私たちの本来業務である各種申請手続を依頼される機会が増えることが予想されます。嬉しい悲鳴を上げたいところです。

### ②「特定技能1号外国人」を受け入れに伴う「支援」に関する業務

特定技能1号外国人を雇用した企業は、外国人労働者に対して10の支援を行うことが義務付けられています。支援実施については、「登録支援機関」という支援組織に外部委託することが可能となることは先にもお伝えしたとおりです。この「登録支援機関」にまつわる業務に、行政書士が従事することが可能です。10月10日現在で、2,634もの機関が登録しています。

ひとつは、自らが「登録支援機関」として登録し、特定技能1号外国人を雇用した企業を直接的に支援することが可能です。この場合、支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していることが必要ですが、兼務も可能ですので、要件を満たせば、一人事務所でも登録が可能となっています。ただし、他者に「再委託が不可」という点についてなかなかハードルが高く、今後検討が必要と言えるでしょう。

もうひとつは、入管法令や外国人材活用に明るいことを活かし、登録支援機関の顧問、アドバイザーに就任して関与する方法もあります。また、先の「支援」においても、登録支援機関が「通訳等の履行補助者」を活用することは認められています。この「履行補助者」として、「事前ガイダンス」や「生活オリエンテーション」の中で技能実習の法的保護情報講習に相当する講習を行う、「公的手続等への同行」をする、「相談・苦情への対応」における在留資格関連の相談に対応する、「定期的な面談」における法令遵守の確認を行うなど、細かく見ていくと、行政書士として、登録支援機関の業務を間接的にサポートできることがあるかもしれません。

国際部では、会としてこれらを研究し、この分野で行政書士が活躍できる場を確立していきたいところです。既にこの分野に果敢に踏み込まれている会員の方々におかれましては、ぜひ情報交換をさせていただければと思います。

### ③外国人材活用コンサルティング

先日、とある経済新聞にて「外国人労働者の受入れが広がる一方で在留資格が乱立し、企業の現場では戸惑いの言葉が上がっている」というような報道がありました。これぞ、在留資格や入管法に明るい行政書士の出番です。

様々な在留資格が創設され、企業にとっては様々な選択肢が与えられました。例えば、金属加工を営む会社においては、加工工場の中で「技術・人文知識・国際業務」のエンジニア、「特定技能1号」の作業員、「技能実習」の実習生など、様々な在留資格を持った外国人が働くことができます。週28時間の資格外活動の範囲で留学生のアルバイトを活用したり、身分系の外国人を雇用することもできます。しかしながら、在留資格ごとに従事できる仕事の範囲やレベルが設定されていますし、待遇や各種手続も在留資格毎に規定が異なります。これらをすべて把握するのは、企業にとって至難の業と言えるでしょう。

加えて、優良な外国人労働者に長く働いてもらう仕組みもできつつあります。例えば、介護分野においては、「特定技能1号」「技能実習」で滞在中に介護福祉士の国家試験に合格できると、「介護」に在留資格を変更して、半永久的に働けるような仕組みになっています。ものづくりの分野においても、その分野を専攻した大学生をまず「特定技能1号」や「技能実習」で雇用し、現場をしっかりと学んでもらった後に、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に変更して、より高度な業務についてもらうことも可能になります。海外展開のためのグローバル人材として活用できるかもしれせん。

このように、企業の人材採用・育成戦略や、事業戦略と絡めて、優秀な外国人材をどのように採用し、育成し、活用していくかについて、目先の人手不足解消だけではなく、戦略的な検討が必要となってきます。この検討には在留資格や入管法・技能実習法等の知識が必須となりますので、これぞ、行政書士の活躍の場です。

現在、この「外国人材活用コンサルティング」において、企業だけでなく、地方自治体や中小企業支援団体より、「どのようにこれを進めたらよいのか」という問い合わせが増えています。

国際部においても様々な機関と連携し、「外国人材活用」において行政書士がコンサルティングできることを周知徹底し、会員の為に様々な機会を設けたいと思っています。まず手始めとして、神奈川産業振興センター等と相談員派遣やセミナー開催などの提携について協議を始めています。ぜひ、この分野にチャレンジいただければと思います。

### ④法令遵守に関する確認・指導

上述のとおり、企業にとって外国人材活用の選択肢が増えた一方、そのしくみや手続きは複雑化しています。また、「特定技能外国人」を雇用する場合、入管法令・技能実習法令を遵守することはもちろん、労働法令や社会保険、税に関する法令を遵守した100%クリーンな企業でなければならないと規定されており、「外国人材活用」を進める企業においては、これまで以上に法令遵守の意識を高める必要があります。

この法令遵守の分野において、“街の法律家”である行政書士が活躍できることが沢山あるのではないのでしょうか。例えば、入管法令・技能実習法令に明るい行政書士と、労働法令に明るい社会保険労務士、弁護士がチームを組み、企業診断や監査を定期的に行うことも可能です。団体監理型技能実習の監理団体による監査のような仕組みを、自発的に作り実施するというイメージでしょうか。この分野は、まだそれほど整備されていないと思いますので、今後具体的に検討を進め、会員の活躍の場を開拓していければと思います。

このような業務を通して「ホワイト」な外国人活用のしくみづくり・運用、そして外国人労働者の人権保護に果敢に取り組み、寄与することが、私たち行政書士の社会的価値観を向上させることにも繋がるかと思えます。

#### ⑤「生活者」としての支援も

実は、入管法改正は「特定技能」だけではありません。入管法改正を経て、“入管”は「出入国在留管理庁」となりました。庁に格上げして権限や予算が増えたということだけでなく、「在留」においてもイニシアティブを取ることで、「外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会を実現」しようと、211億円の予算措置をし、126施策を盛り込んだ総合的対応策を打ち出しています。具体的には、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備、日本語教育の充実などが含まれ、神奈川県でも横浜市・川崎市において、多文化共生総合相談センターが開設され、11言語で相談・情報発信ができる体制が敷かれています。

神奈川県行政書士会としても、在留資格・国籍に明るい会員を「国際業務相談員」として登録し、5か国語により電話無料相談を毎週月・水・金の午後に行い、雇用・就労も含めて、総合的な相談対応を行ってまいりました。今後も、これまで以上に県下の外国人相談窓口、関係機関との提携を深め、外国人支援ネットワークにおける行政書士会のプレゼンスを高め、国際業務相談員を中心に会員の活躍の場を増やしていきたいと思えます。

以上、「外国人材活用」における行政書士の役目についてご紹介させていただきました。入管法改正を受けて、ますます注目される分野です。ここに挙げた業務以外でも、柔軟な発想で様々な業務が生まれる可能性があります。入管業務に取り組まれる会員の皆様はもちろん、これまでこの分野にご関心がなかった会員の皆様におかれましても、ぜひ「外国人材活用」分野にご関心をお寄せいただければ幸いです。

## 令和2年新年賀詞交歓会の開催について

神奈川県行政書士会  
 会長 田後隆二  
 神奈川県行政書士政治連盟  
 会長 加藤幹夫  
 コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部  
 支部長 田後隆二

日頃お世話になっている方々をお招きし、会員の皆様と共に新年を祝う会を次により開催いたします。奮ってご参加下さるようご案内いたします。

出席される方は、令和2年1月5日(日)までに、事務局へFAX又はホームページの研修参加申込フォームよりお申し込み下さい。

\*なお、12月28日(土)～1月5日(日)の間、及び賀詞交歓会当日は11時から、事務局は閉局といたしますのでご承知おき下さい。

(担当は、総務部)

記

- 1 日時 令和2年1月22日(水)  
16時より  
(15時30分受付開始)
- 2 場所 横浜ロイヤルパークホテル  
3階 大宴会場「鳳翔」  
横浜市西区みなとみらい  
2-2-1-3  
みなとみらい線  
みなとみらい駅徒歩約3分  
☎045-221-1111
- 3 会費 2,000円  
(当日受付にて申し受けます)  
※政治連盟会員は無料です



### 【令和2年新年賀詞交歓会出席申込書】

令和2年新年賀詞交歓会に出席します。

令和 年 月 日

申込番号：総19—13

会員番号(4ケタ)： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部

氏名： \_\_\_\_\_

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027  
 電話代無料のネット申込をご利用ください。

会員各位

神奈川県行政書士会  
総務部長 桑 智仁

## 令和2年新年賀詞交歓会における ボランティア募集のご案内

平素は本会の運営にご理解ご協力頂き有難うございます。

このたび、毎年恒例となっております新年賀詞交歓会につき、ボランティアを募集致します。例年、多くのご来賓をお迎えしている一大イベントに、ボランティアとしてご参加頂き、その成功にお力をお貸しいただければと存じます。

つきましては、ボランティアへの参加をご希望の方は、応募条件をご確認の上、下記にご記入頂き、行政書士会事務局へFAXをお願い致します。応募された方につきましては、採用の可否につきまして、後日ご連絡致します。

### 記

- ・業務内容：新年賀詞交歓会におけるご来賓誘導等
- ・開催日時：令和2年1月22日（水）13時から
- ・旅費日当：支給なし（交歓会開始後は参加していただけます）
- ・募集人数：20名程度
- ・応募条件：以下のすべての条件を充たす方
  - ①会費を滞納していないこと
  - ②事務所のFAX番号またはメールアドレスを本会に登録していること
- ・申込メ切：令和元年12月13日（金）

以上

申込番号：総19-14

氏名（支部名）	（	支部）
会員番号(4ケタ)		
事務所所在地	〒	
電話・FAX	電話：（ ）	FAX：（ ）
携帯電話（当日連絡用）	（ ）	

神奈川県行政書士会事務局FAX⇒045-664-5027



## 神奈川フィルハーモニー管弦楽団 定期演奏会観賞会のご案内

主催者 神奈川県行政書士会 会長 田後隆二  
企画 神奈川県行政書士会総務部

### 令和元年度福利厚生事業の第3弾！！

神奈川県唯一のプロオーケストラである、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の定期演奏会を聴きにいきませんか。

巨匠オッコ・カムと3年ぶりの共演。幼少期より数々のコンクールを受賞し、神童と呼ばれた牛田智大は、神奈川フィル定期演奏会初登場となります。チャイコフスキーの「遺作」ともいえる深遠なる深みを持つ「悲愴交響曲」を、世界の巨匠のタクトとともに楽しみください。

開演前に、ホール近くのお店で、懇親会を行います。

### ※申込締切日 令和元年12月13日(金)

定員を超えた場合には、抽選とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日時：令和2年1月25日(土)  
13時20分開場 14時開演  
(集合は12:00)

場所：横浜みなとみらいホール

費用：2,000円

定員：20名様(応募多数の場合抽選)

参加が決定された方には、後日詳細のご案内をいたします。



・・・お申込書・・・

FAX045-664-5027

氏名 \_\_\_\_\_

会員番号

支部名 \_\_\_\_\_ 支部

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

携帯 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_



## 【令和元年度 第1回建設環境部研修会報告】

日 時 令和元年8月27日(火)  
 時 間：13:30～16:30  
 会 場：本会大会議室  
 テーマ「建設業許可の最新動向・消費税率改正に備えた財務諸表の作成実務研修」  
 ①建設業法の改正動向について  
 ②消費税率が改正されたときに困らない  
 財務諸表の作成演習  
 講 師：ワイズ公共データシステム株式会社  
 取締役萩原隆仁氏  
 参加人数：90名

今回の研修は10月からの消費税率変更を睨んだ“消費税率が変更になっても困らない建設業財務諸表作成”のための研修で、練習問題の財務諸表を各自税込から税抜きにするという、まさに実務に即したものでした。

消費税だけでなく、建設業財務諸表や経営事項審査についてもわかりやすくご講義いただき、今回の講習会でいただきました資料は建設業財務諸表を作成するための指針となるものでした。

残暑厳しき中、多数の会員のご参加をいただきありがとうございます。

(文責 建設環境部 大野 佐由理)



## 【令和元年度 第2回建設環境部研修会報告】

日 時 令和元年10月22日(火)  
 時 間：13:30～16:45  
 会 場：本会大会議室  
 テーマ「神奈川県における農地の現状について」～農地を相続した際の課題等～  
 ①農地に関わる法令と関連制度等について  
 ②相続財産が農地の場合の利活用等について  
 講 師：(一社)神奈川県農業会議  
 業務部長 西村弘明様  
 参加人数：74名



農地法の基礎から“農地を相続したらどうするか？”という内容のご講義で、とても興味深く聴講させていただきました。

神奈川県の行政書士の農地関連業務の関与率は一桁代と聞いております。

2022年問題が近づく今、是非新規業務にお加えください。

(文責 建設環境部 大野 佐由理)



研修会申込番号：(民18-03)

## 「令和元年度著作権相談員養成研修会」開催について

民事法務部長 岡本祐樹

民事法務部主催による「令和元年度著作権相談員養成研修会」を、下記の要領にて開催いたします。

### 記

日 付：令和2年1月29日（水） ※予備日：令和2年2月5日（水）

場 所：本会大会議室（横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階）

時 間：開場時間 午前9時20分（受付開始）

研 修 会 午前9時35分より開始 午後5時40分終了予定

研修内容等については、別記の令和元年度著作権相談員養成研修会時間割を参照して下さい。

※天候等の理由で開催日を変更する場合は、前日午後4時までに事務局よりFAXにてご連絡。

受講対象者：新たに著作権相談員として登録を希望し、かつ名簿の公表に同意できる会員。

※既に、著作権相談員に登録されている会員の受講は不要です。

※著作権相談員名簿は、神奈川県行政書士会ホームページ

5F「相談会案内」相談員名簿から閲覧できます。

テキスト代：2,000円

テキスト 文化庁「著作権テキスト」、文化庁「登録の手引き」

ソフトウェア情報センター「プログラム登録の手引き」

申込方法：受講希望会員は、研修会に関する注意事項を理解の上、申し込みをして下さい。

・FAXによる申し込み

下記の受講申込書に所定事項を記入して、神奈川県行政書士会事務局へFAX。

申込期限：令和1年12月11日（水）

申し込みをされた会員に、テキスト代の振込用紙を送付します。

### 研修会に関する注意事項

#### 1 登録基準

・著作権相談員養成研修会の全ての講義を受講し、かつ効果測定において20問（100点満点）中14問（70点）以上を正答した受講者。

#### 2 名簿の公表について

・神奈川県行政書士会および日本行政書士会連合会の出版物、ホームページ等において名簿を公開します。

・文化庁、一般財団法人ソフトウェア情報センター、公益社団法人著作権情報センターに名簿を配布します。

・名簿記載事項は、所属会、支部名、氏名、郵便番号、事務所所在地、電話番号、FAX番号です。

#### 3 受講の取消しについて

・納付期限までに、振込みがない場合は、受講を取り消したものとみなします。

#### 4 振込後のテキスト代について

・振込後は、理由の如何を問わずテキスト代の返金には応じません。

## 令和元年度著作権相談員養成研修会時間割

科目名	時間		講師・内容
挨拶・ 研修会留意事項	午前 9:35～ 午前 9:40	(5分)	民事法務部
講義： 著作権法概論①	午前 9:40～ 午前 11:10	(90分)	講師：木下一哉会員（横浜中央支部）「著作権テキスト」に沿って著作権法に関する解説を行う。
休憩	午前 11:10～ 午前 11:20	(10分)	
講義： 著作権法概論②	午前 11:20～ 午前 12:50	(90分)	講師：吉田茂会員（横浜中央支部）「著作権テキスト」に沿って著作権法に関する解説を行う。
休憩	午前 12:50～ 午後 1:35	(45分)	
講義： 著作権法概論③	午後 1:35～ 午後 3:05	(90分)	講師：日野孝次朗会員（相模原支部）「著作権テキスト」及びテキスト「裁定の手引き」に沿って著作権法に関する解説を行う。
休憩	午後 3:05～ 午後 3:15	(10分)	
講義： 著作権登録及びプログラム登録について	午後 3:15～ 午後 4:45	(90分)	講師：日野孝次朗会員（相模原支部）「登録の手引き」に沿って著作権法に関する解説を行う。 講師：一般財団法人ソフトウェア情報センター 「プログラム登録の手引き」に沿って著作権法に関する解説を行う。
休憩	午後 4:45～ 午後 4:50	(5分)	
事務連絡等	午後 4:50～ 午後 4:55	(5分)	民事法務部
効果測定	午後 4:55～ 午後 5:40	(45分)	効果測定準備（5分） 効果測定（40分） 日行連が作成した問題を使用して、効果測定を実施。

(担当 民事法務部)

## ----- 受 講 申 込 書 -----

令和2年1月29日(水)の「令和元年度著作権相談員養成研修会」に、受講の申し込みをします。

令和 年 月 日

申込番号：民18-03

会員番号：\_\_\_\_\_

支 部 名：\_\_\_\_\_ 支 部

氏 名：\_\_\_\_\_

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<p>〈総務部〉<span style="float: right;">研修会申込番号：下記日程欄に記載しております</span></p> <p style="text-align: center;"><b>総務部主催研修会の開催について</b></p>
内容	<p>「<u>犯罪インフラ撲滅対策について</u>」  「<u>行政書士法及び職務上請求書の取扱いについて</u>」  <small>(※神奈川県行政書士会「職務上請求書の取扱いに関する規則」第3条に定める研修会となります。)</small></p>
日時 (予定)	<p>① 令和元年11月28日(木) 研修会申込番号：総19-11  ② 令和元年12月25日(水) 研修会申込番号：総19-12  ③ 令和2年1月30日(木) 研修会申込番号：総20-01  いずれも、13:30~16:00(受付：13:00)  <u>※都合のつく開催日にご参加ください。</u></p>
場所	<p>本会 大会議室(横浜市中区山下町2番地)</p>
講師	<p>神奈川県警察本部 刑事部組織犯罪対策本部 担当官  総務部長 条 智仁</p>
費用	<p>無料</p>
申込期限	<p>準備の都合上、<u>各開催日の1週間前までに</u>、事務局宛にお申込みください。</p>
対象者	<p><u>職務上請求書購入にあたっての義務研修</u>ですので、現に職務上請求書を使用中の会員、今後使用予定の会員で未受講の方はご参加ください。</p>
定員	<p>40名(申し込み先着順)</p>
備考	<p>会員専用HPからのお申し込みにご協力ください。  <u>遅刻をされた場合、未受講となる場合がございますので、ご注意ください</u></p>

切り取らずにお申し込みください

----- 申 込 書 -----

総務部主催研修会 ( ① ② ③ ) に出席します。

※いずれかに丸印を付けてください。

令和 年 月 日

研修会申込番号：総 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

会員番号(4ケタ)： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部

氏 名： \_\_\_\_\_

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<p>〈企画部〉</p> <p>事業継続力強化計画認定制度についての研修会のご案内</p> <p style="text-align: right;">研修会申込番号：企19-01</p>
内容	<p>1 事業継続力強化計画認定制度について 2 事業継続力強化計画策定の手引きについて</p> <p>近年、気候変動等の影響により、豪雨・台風等による深刻な被害が各地で発生しています。加えて近い将来、南海トラフ地震や首都圏直下型地震といった巨大地震の発生も予測されています。こうした自然災害は、個々の事業経営に大きな影響を及ぼすおそれがあります。中小企業の自然災害対策に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するための法律が、令和元年7月16日に施行されました。</p> <p>本法に基づき防災・減災に取り組む中小企業が「事業継続力強化計画」を簡易に策定できるように支援策が準備されています。</p> <p>今回、本制度について経済産業省から講師を及びして制度概要から計画書の策定についての研修会を行います。</p>
日時	令和元年12月18日（水）午後2：00～午後4：00 （受付開始 午後1：30）
会場	神奈川県行政書士会 大会議室（横浜市中区山下町2）
講師	経済産業省 関東経済産業局 産業部 中小企業課 職員
費用	無料
申込期限	令和元年12月11日（水）午後5時まで ただし、定員になり次第締切となります。
対象者	神奈川県行政書士会会員及び補助者
定員	先着90名
備考	ファックス又はHP（参加申込受付フォーム）からお申し込みください。なお、講義内容及び講師が変更となることがあります。 研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

切り取らずにお申し込みください

----- 申 込 書 -----

令和元年12月18日（水）の企画部研修会に、受講の申し込みをします。

令和 年 月 日

申込番号：企19-01

会員番号（4ケタ）： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部

氏 名： \_\_\_\_\_

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027

e-mail gyosei@kana-gyosei.or.jp

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<p>〈研修部〉<span style="float: right;">研修会申込番号：研19-02</span></p> <p>「受動喫煙防止条例研修会」のご案内</p> <p>～2020年4月、 飲食店や事業等、原則屋内禁煙への対応～</p>
開催日時 開催場所 内容	<p>【開催日時】 令和2年1月14日（火）14：00～16：00</p> <p>【開催場所】 産業貿易センタービル7F 大会議室（720会議室）</p> <p>改正健康増進法が、令和2年（2020年）4月1日から全面施行され、飲食店や事業所など多数の者が利用する施設では、原則屋内禁煙となる。これに関する条例等の理解をとおして、顧客である施設管理者への相談・助言等の能力向上を目的とする。</p>
講師	神奈川県 健康医療局 保健医療部健康増進課 ご担当者
費用	無料
申込期限	令和2年1月6日（月）
対象者	神奈川県行政書士会会員及び補助者
定員	先着80名
備考	講師の都合により、講義内容及び担当講師が変更になる場合があります。予めご了承ください。

切り取らずにお申込みください

申込みファックス番号：045-664-5027（事務局）

----- 申 込 書 -----

標記の研修会に出席します。

令和 年 月 日

申込番号：研19-02

会員番号（4ケタ）： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部

氏 名： \_\_\_\_\_



研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<p>〈研修部〉 外国人技能実習制度の実務</p> <p style="text-align: right;">研修会申込番号：研19-03</p>
内 容	<p>平成31年4月から、新しい在留資格の制度が取り入れられました。これは、「特定技能」という資格ですが、現在も活動中の「技能実習制度」とは、目的・関連法令も違っております。</p> <p>このところ、「特定技能」については、新しい制度ということもあり、さかんに研修が行われております。一方、「外国人技能実習制度」については、あまり研修が見受けられません。</p> <p>そこで、復習もかねて「外国人技能実習制度」について、実務的なことから研修を行いたいと考えました。</p> <p>講師として、I S T協同組合の事務局長と職員が説明致します。</p>
開催日時	令和2年2月14日（金）14：00～16：00
場 所	産業貿易センタービル7F 大会議室（720会議室）
費 用	研修会：無料
申込期限	令和2年2月7日（金）
対 象 者	神奈川県行政書士会会員及び補助者
定 員	先着80名
備 考	講師の都合により、講義内容及び担当講師が変更になる場合があります。予めご了承ください。

切り取らずにお申込みください

申込みファックス番号：045-664-5027（事務局）

----- 申 込 書 -----

標記の研修会に出席します。

令和 年 月 日

申込番号：研19-03

会員番号（4ケタ）： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部

氏 名： \_\_\_\_\_

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	〈運輸警察部〉 <span style="float: right;">研修会申込番号：運19-03</span> 自動車保管場所証明・自動車登録業務研修会
内容	1. 自動車保管場所証明の申請方法及び注意事項について ※本研修会は令和2年度の「自動車保管場所証明申請業務取扱者名簿」に登載の要件となっている研修会です。 2. 自動車登録業務の基礎
日時	令和2年2月5日（水）午後2時から午後4時30分まで （受付：午後1時30分より）
場所	神奈川県民ホール 6階大会議室
講師	当会会員
費用	無料
申込期限	令和2年1月24日（金）
対象者	当会会員
定員	150名
備考	(1) 令和2年度「自動車保管場所証明申請業務取扱者名簿」登載申込書を当日提出の方は職印を持参してください。 (2) 補助者のみの出席では、受講と認められませんのでご注意ください。

◇ 重要事項 [必ずお読み下さい] ◇

令和2年度名簿登載要件の内、「本研修会の参加」について、既に名簿に登載されていて年間30件以上取扱いのある会員の方は、他の要件を満たしていれば、本研修会に参加しなくても申込書を提出することで継続できることと致しました。  
 尚、自動車保管場所証明申請は行政書士の法定独占業務につき、本会名簿に登載しなくても当然に取扱可能です。

切り取らずにお申込みください

----- 申 込 書 -----

標記の研修会に出席します。

令和 年 月 日

申込番号：運19-03

会員番号（4ケタ）： \_\_\_\_\_

支部名： \_\_\_\_\_ 支部

氏名： \_\_\_\_\_

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027

# 自動車保管場所証明申請業務取扱者名簿登載申込書 (令和2年度)

私は、下記の要件を満たしておりますので、自動車保管場所証明申請業務取扱者名簿に登載を申込みます。

- (1) 神奈川県行政書士会の主催する令和元年度の研修会に参加し、自動車保管場所証明業務及び関係法令に精通していること。
- (2) 自動車保管場所証明業務の依頼は他の業務に優先して受託すること。やむを得ない事由により受託できない場合は、他の行政書士を紹介する等の対応が可能であること。
- (3) 電話等の連絡が確実に取れる体制をとっていること。
- (4) 行政書士業務報酬等については、必ず受託前に依頼人に概算額を伝え、合意を得ること。
- (5) 会費等の滞納がないこと。
- (6) 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。

※ 現在の名簿登載者で、一年間に30件以上取扱いのある会員は、(1)の「研修会の参加」を免除いたします。該当者で今回の研修会に参加しない場合は、本申込書を本会事務局運輸警察部あて郵送して下さい。

研修会に参加される場合は、研修会終了後に提出して下さい。(後日郵送可)

※ 申込期限：令和2年3月10日

令和 年 月 日

事務所所在地：

氏 名：

職印

電 話：

F A X：

会 員 番 号：

## 川崎南支部

### 【令和元年第1回 支部研修会&暑気払い】

令和元年8月31日、川崎市教育文化会館に於いて、川崎南支部令和元年第1回支部研修会が開催されました。

今回のテーマは注目の入管・国際業務。講師は入管問題救援センター代表の木下洋一先生です。

元入管職員であり、法学修士でもある木下先生の豊富な経験と知識に基づいた講義はたいへん密度が濃く、法と制度の矛盾点等、入管を巡る問題点に鋭い切込みを入れるものでした。

木下先生は随時、疑問提議をしながら講義を進められ、入管業務に携わる先生方との熱い議論が繰り広げられる場面もありました。

さすが、入管・国際業務は注目のテーマだけあって、他支部の先生方にも多数ご参加いただき、たいへん活気のある研修会となりました。



ダンディーな木下先生

研修会の後は暑気払いです。

会場は昨年に引き続き、川崎のホテルON THE MARKS 1階のカフェラウンジ。ここは、美味しいビールとおしゃれなお料理で定評があります。

外国人客の利用も多く、インターナショナルな雰囲気です。インテリアもおしゃれ。

皿嶋支部長の挨拶に続いて、加藤相談役のご発声で乾杯！まだまだ暑い日だったので、冷た

いビールが美味しかったです。

今回のステージは、我が川崎南支部の梅本先生が率いるエンタメ集団、川崎セブンスターから、ご本人のユニット、ザ・ショウマンU&Mに漫才をご披露いただきました！



ザ・ショウマンU&Mのウメッチとマッキー

この暑気払いのために作ってくださった新作、南支部ネタがふんだんに盛り込まれた漫才に会場は大爆笑の大盛り上がり。楽しませていただきました。



盛り上がる面々

お仕事、勉強は超真剣に、楽しむ時はとことん楽しむのが、川崎南支部のモットーです。皆で学び、遊び、貴重な時間を共有してエネルギーをいっぱい充電した一日でした。

(厚生部 安達郁子)

## 鶴見・神港支部

### 2019年度 第2回、第3回 鶴見・神港支部研修会のご報告

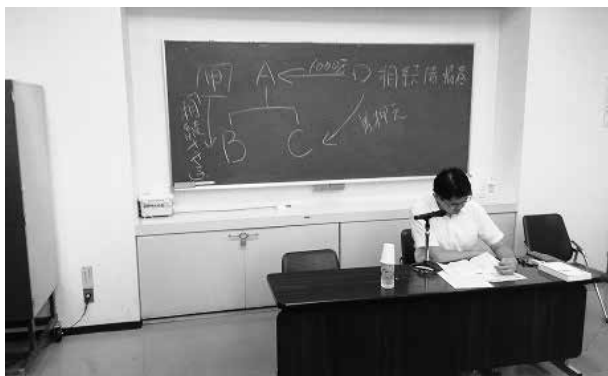
2019年9月20日(金)、並びに10月4日(金) いずれも神奈川公会堂会議室におい

て、2019年度第2回、第3回鶴見・神港支部研修会を開催いたしました。研修会の出席者は、第2回当支部会員34名、他支部会員16名の計50名。第3回は当支部会員32名、他支部会員14名の計46名でした。

今回の研修は、今般の民法改正に合わせ、昨年度の「債権関係の改正について」に続けて「相続関係の改正について」をテーマに、講師も前回に引き続き神奈川大学法学部教授の篠森大輔先生を迎え、2回にわたりご講義いただきました。



第2回は総論と、「配偶者の居住権の保護」「遺産分割」「相続の効力等（権利・義務の承継等）」に関する改正事項について、第3回は「遺言制度」「遺留分制度」「相続人以外の者の貢献の考慮」に関する改正事項についての各論を、その改正の背景、ポイントを具体例を挙げながらわかりやすく解説していただきました。



これまでのアンケートでも多くの会員が関心を寄せる相続関係がテーマとあってか、他支部からの参加会員も多く、研修後の懇親会も含め

盛況のうちに終わることができました。

研修部員 岡田素樹

## 緑支部

### 緑支部令和元年度第2回研修会ご報告

日時 令和元年 9月27日（金）  
18:00～20:00

場所 青葉公会堂1号会議室

題目 「相続法改正について行政書士が特に市民に伝えたいポイント」

講師 夏目修司 弁護士（神奈川県弁護士会／夏目法律事務所）

緑支部令和元年度第2回研修会が開催されました。講師は神奈川県弁護士会に所属する夏目修司弁護士に講義頂きました。会員57名（緑支部45名、他支部12名）と多数の参加を頂き、相続法改正の関心の高さを感じとれました。



前半は「相続とは」と基本的なことから始まり「配偶者保護の視点からの改正」「遺言利用促進の視点からの改正」「相続人を含む利害関係人の実質的公平を図る視点からの改正」について事例等をまじえながら全体を通しての講義でした。

後半は、「配偶者短期居住権」「配偶者居住権」「自筆証書遺言の方式緩和」「遺言書保管法について」「預貯金の払い戻しを認める制度」「多額の特別受益を有する共同相続人の一人が遺産分割前に遺産に属する財産を処分した

場合に、当該処分された財産が遺産として存在したとみなす」「特別の寄与の創設」の判例条文実務等交えながら詳細な内容の講義をして頂き、よく理解することができました。また、施行されていない改正法は、運用されてからいろいろな問題も出てくるのではないかと仰っておりました。

受講者の感想としまして、「全体の改正点をわかりやすくまとめて頂けた」「改正項目・内容が整理されていて、全体のフレームがよく理解できた」「新人にもわかりやすかった」等といったご意見が聞かれました。

講師の夏目先生、研修部の皆さま、大変ありがとうございました。

研修会終了後、会場を磯くら市が尾店に移りまして、懇親会を開催いたしました。講師の夏目先生との懇親や各会員の交流、近況や情報交換をいたしました。楽しい時間を過ごし懇親会は盛況なうちに終了いたしました。

(広報部 岡部賢一)



## 横浜中央支部

### 令和元年度 第2回支部研修会報告

日 時：令和元年8月29日(木)

18:15~20:15

場 所：神奈川県行政書士会 大会議室

テ ー マ：「イチからはじめる特定技能！」

参 加 者：83名

講師には、神奈川県行政書士会国際部長の下

川原孝司先生をお迎えしました。今年4月、改正出入国管理法が施行されたこともあり、83名と多くの方にご参加頂きました。国際業務に対する注目の高さが窺われます。



下川原先生には、改正入管法だけでなく、テーマの通り、国際業務の基礎からご講義頂きました。充実した資料に加え、具体的かつ丁寧な講義に『制度の理解が深まった』、『最新情報も教えていただき為になった』等多くの評価を頂きました。

今回の研修では、アンケートにQRコードを利用するなど研修委員会としても、新たな試みをしました。また、中華街で行われた懇親会には38名もご参加いただき、講師の下川原先生を囲み、盛大に懇親を深めることも出来ました。ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。

(研修委員 川村敬一)

### 令和元年度 横浜中央支部夏の福利厚生事業 ボウリング大会&納涼会の報告

日 時：令和元年9月5日(木) 16:30~  
(納涼会は18:30~)

場 所：E. A. Sハマボール

参加者数：24名(納涼会は32名)



令和元年度横浜中央支部福利厚生事業の一環として「ボウリング大会&納涼会」を開催しました。ここ数年飲食中心の事業が続いたので今年にはボウリング大会を企画しました。横浜駅近くのボウリング場「ハマボール」にて8レーンを使用して個人戦とチーム戦（レーンで1チーム）を2ゲーム行いました。久しぶりのボウリングでスコアが伸びずに苦戦したものの、日頃の運動不足を解消するとともに会員同士の親睦を深めることができました。



ゲーム終了後は、同じビル内にある「カラオケ&パーティPASELA プルメリアカフェ」を貸し切って納涼会を行いました。ボウリング大会の結果発表と賞品贈呈でゲームの余韻を楽しむとともに、全員参加のじゃんけん大会で盛り上がることができました。

ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。  
（総務委員 鳥海啓治）

## 磯子・金沢支部

### 令和元年度 第1回支部研修会 「建設業許可実務研修 ～許可要件と 注意すべき各種証明資料等～」

日時：令和元年9月27日（金）

18時15分～20時

場所：横浜市杉田地区センター集会室

講師：小竹一臣先生（磯子・金沢支部会員）



今回の研修会では、磯子・金沢支部において第一人者としてご活躍されている小竹一臣先生をお迎えし、行政書士実務の主役とも言える建設業許可申請について、その許可要件とそれに伴う各種証明資料等の注意点など、実務に即したご講義を賜りました。

参加者の総数は35名に上り、大盛況となりました。とりわけ、他支部から11名という多数の方々にご参加いただいたことは、大変有難いことであると同時に、今回のテーマがとても関心の高いテーマであることを窺わせました。

#### 【建設業許可申請の実務について】

建設業許可申請業務は行政書士業務の花形ですが、その反面、専門性が高く技術の習得が難しい分野でもあります。

今回の講義では、小竹先生ご自身の手による多くの著作物の中から『電気工事士のための起業成功への道 ～登録・許認可の活用法～』と題された御本を教材として、複雑難解な建設業許可申請の要件をとて分かりやすく解説されました。この御本は、実際にあったケースをも

とに著されたものであることから、とてもリアリティーがあり、ご来場の皆様も講義に引き込まれていました。

#### 【建設業法の改正について】

建設業法は時代の流れに即応して時々刻々と改正がなされます。

今回の講義では、そうした改正や更には建設業界全体の今後の動向について解説されました。

他では知り得ないような貴重な情報もふんだんに盛り込まれており、とても価値のある講義となりました。

今回の講義では、許可要件の基礎から今後の改正まで幅広くご説明されたため、現在建設業をなさっている会員にとっても、これから建設業をなさろうとされている会員にとっても、大変有意義な講義となりました。

#### 【懇親会】

研修会に引き続き、懇親会が行なわれました。

他支部の方々を含む、17名が参加され、盛大に行われました。

今回の研修会のテーマについてはもちろん、その他様々な情報交換をして交友を深め、とても楽しいひと時を過ごしました。



(広報通信員 山川 格司)

## 戸塚支部

### 【令和元年度第1回 相談員研修会・連絡会】

8月24日（土）午後2時より戸塚法人会館にて、令和元年度第1回相談員研修会・連絡会が行われ、28名が参加しました。

当日は、①支部相談員に関する取り決めの確認、最近の相談会実績・近況報告 ②栄区行政相談員活動報告 ③事案検討、発表 ④法定相続情報証明制度についての情報交換の順で進行し、中でも③事案検討は数名のグループに分かれて行うことで、意見交換が活発なものとなり、相談員としての知識や対応方法の習得に役立つ研修会となりました。

### 【令和元年度 戸塚支部新入会員向け研修会】

10月5日（土）には午後2時から戸塚法人会館にて、新入会員向け研修会（参加は全支部会員可）を実施し、20名が参加しました。

冒頭、研修をはじめとする支部活動への参加を通じたスキルアップや情報収集の有用性を大道支部長が呼びかけ、研修会がスタート。

第1部では、「行政書士実務よもやま話～失敗談から学ぶ～」と題し、支部推薦理事であり当支部副支部長も務める蛭川奈美会員に、行政書士を志したときから現在に至るまでの体験を、失敗談を交えて惜しみなくご披露頂きました。建設業許可申請をはじめとするいくつかの業務についてはふんだんな資料を用いての解説もあり、豊富な業務経験に裏付けられたお話しから、業務を遂行する上で大切な姿勢を学ぶことができました。

第2部は、パネラー4名が参加者から広く質問を受ける形式で進行。「他土業との連携」「報酬額」「帳簿管理法（会計ソフトの活用含む）」、さらにはパネラーの事務所設備に至る



まで、話題は多岐に渡りました。実務的な話に強い関心を示す会員も見受けられ、非常に内容の濃い研修となりました。

終了後は17名が参加する懇親会が行われました。懇親会には水野日行連副会長にもお越しいただき、研修内容についての話や様々な情報交換等で大いに盛り上がりました。

### 【栄図書館セミナー・ 泉図書館セミナー】

9月27日（火）午後1時半から、栄図書館にて相続と成年後見をテーマにした市民向けセミナーを開催し、18名の方々にお越しいただきました。講師を務めた当支部川越勝会員の講演は非常にわかりやすく、皆様から大変なご好評をいただきました。講演終了後には3件の個別相談が行われました。



また、10月4日（火）午後2時から、泉図書館にて、大道栄徳支部長が講師を務めるセミナーを開催しました。こちらも市民の方々を対象としたもので、9名の方にご参加いただき、2件の個別相談が受けました。「やさしい相続・遺言～不要財産対策も解説～」と題された講義は、煩雑な手続きをかみ砕いて解説するものであり、こちらもまた盛況のうちに終了いたしました。

### 【令和元年度 戸塚区暴力団排除対策 推進協議会 通常総会】

10月4日（金）には、警察、行政、地域代表、関係団体で構成される「戸塚区暴力団排除

対策推進協議会」の通常総会が戸塚警察署で開催され、「神奈川県行政書士会暴力団等排除対策本部戸塚分会」として出席しました。

## 鎌倉支部

### 【令和元年度第1回研修会報告】

令和元年8月29日（木）午後2時30分より鎌倉芸術館会議室1にて東京会法規部長の林幹先生に【在留資格『特定技能』の概要と行政書士業務の新展開～行政書士としてどうコミットしていくか～】というテーマで講義していただきました。林先生は行政書士林幹国際法務事務所」所長をされており「こんなときどうする外国人の入国・在留・雇用Q&A」等の執筆や、ジェットロ等でご活躍されています。参加者は70名近く満席となり、参加のご希望に沿えなかった方も多数おられましたので林先生のご厚意によりレジュメ、資料（書式を含む）をメールにて無料で提供可能となりました。

講義内容は、よく整理されたレジュメをもとに、具体的な事例（書式も含め）を説明され、行政書士として援助可能な部分、不可能な部分、登録支援機関となるための条件等に付き参加者の理解を深めていただきました。

アップトゥデートなテーマであり、参加者の多くは熱心にノートをとっていました。その後の懇親会では他支部の皆さんも多数参加され、林先生のプライベートな事についての質問等でも盛り上がり、多方面にわたる地道な研究、努力の結果で現在に至ることをお聞きし、大いに元気づけられました。また、東京会との交流の話も出たりして、楽しく有意義な時間を過ごしました。 〈文責 早乙女 和男〉



### 【逗子市職員研修会にて、 「空き家対策」について講義】

本年4月、鎌倉支部は逗子市と空き家対策に関する協定を締結しましたが、そのご縁からこのたび、逗子市職員課題研修「空き家問題」をテーマに講師派遣の要請をいただきました。自身が先導するテーマということもあり、今後の市との協調体制を見据え、支部長自ら講師を務めさせていただきました。

10月3日（木）午前10時より市庁舎内会議室にて、「『現場から見た終わりなき空き家問題』の本質と対応策」と題して、約2時間にわたり行いました。「現場から見た」と「終わりなき」という2つのキーワードを意識し、具体例を交えた説明とともに多角的な視点から問題提起をさせていただきました。

桐ヶ谷覚市長をはじめとする約50名の職員に加え、市内自治会役員20名近くが参加され、講義終了時には熱心にお聞きいただいた複数の自治会長から現場に関わるご質問を次々といただきました。増え続ける空き家が、地域コミュニティにおける切迫した重要な課題であることを改めて痛感させられました。

別室で桐ヶ谷市長と意見交換をさせていただき、協定に基づいた連携のもとで具体的な成果に向けて決意を新たにいたしました。

（支部長 田中 誠）



### 横須賀・三浦支部

#### 令和元年度第2回支部研修会開催報告

日時：令和元年9月17日（火）

16：10～18：10

場所：ヴェルクよこすか3F 第3研修室

講師：裁判官 野上 小夜子氏

社会保険労務士 吉川 史子氏

本年度第2回支部研修会は、『裁判員裁判への参加と就業規則』をテーマに、裁判官・野上小夜子氏、社会保険労務士・吉川史子氏のご両名を講師にお招きし、2部構成での開催となった。

第1部では、裁判官の野上氏と共に、裁判員経験をもつ当支部会員が登壇し、裁判員の通知が届いた時の心情から、実体験に基づいた裁判全体の流れなが紹介されていた。また、裁判官が着用する法服についての裏事情までも紹介され、机上の講義ではなく、通常では知ることのできないリアルな講義となった。

第2部では、社会保険労務士の吉川氏が登壇し、裁判員として従業員が選任された際には、企業は如何に対応しているのかを、実際の例を紹介しながらの講義が展開された。

また、就業規則に取り組むにあたっての注意点や、今後の課題などにも言及され、核心にせまる講義であった。

終始、実体験に基づき展開されたこの度の研修会は、参加者にとって、とても貴重なものと

なったことであろう。

### 第3回 認知症フェスタ in 神奈川歯科大学

日時：令和元年9月21日（土）

10：00～16：00

場所：神奈川歯科大学

第3回認知症フェスタは、『認知症共生と予防の時代を考える？認知症になってもならなくても、自分らしくいきるために？』と題し、認知症への正しい理解を進め、「認知症にやさしいまち、横須賀」を目指すために、「認知症予防、認知症との共生」という視点による講演会、関係団体による活動の紹介や体験などの複合的なイベントとして実施された。

ここへは、横須賀市高齢福祉課より、同イベントへの相談ブースの出展依頼を受け、コスモス横須賀地区から相談員2名を派遣して、来場者を対象に無料相談会を実施した。



広報担当幹事 松澤功

## 湘南支部

### 寒川街頭無料相談会について

湘南支部は、管内の藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にて、それぞれ年1回、地元の方を対象とした街頭無料相談会を実施しております。10月12日（土）には寒川町で、本年度最初の街頭無料相談会を実施する予定でした。

今回の寒川での無料相談会は、従来行ってきた当支部単独開催の形式ではなく、寒川町社会福祉協議会主催のイベント「第10回ふれあい福祉フェスティバル」の会場内にブースを設けて、他団体と共に実施する形式です。イベントには、他士業団体や福祉関係の各種団体・事業者等も出店し、飲食店も出店するので、例年会場は多くの参加者で盛り上がります。

今回は、社協主催のイベントに参加する形式だったので、メインに掲げた相談事項を「遺言・相続・終活」に絞りました。それは、管内の各自治体の役所・役場で定期的に行っている常設無料相談において最も需要のあるテーマでもあります。

他にも、寒川町への後援申請や自作チラシの備置依頼、会場周辺の掲示板へのチラシの貼付といった例年通りの準備作業に加え、今回は実質的にイベントを取り仕切る企画運営委員会に渡辺和也副支部長を委員長として送り込み、例年以上に力を入れて準備しましたが、お天気には敵いませんでした。全国各地で甚大な被害を及ぼした台風19号です。イベントは、開催2日前には中止になりました。

台風19号は支部管内でも猛威を振るい、接近時には会場近くの相模川は氾濫するかもしれないほど危険な状態でした。開催中止は誠に残念なことではありますが、中止の判断が早かったことは不幸中の幸いです。被災された方には、心よりお見舞い申し上げます。

当支部は、行政書士制度の推進のために、他士業・他団体との連携や交流を今まで以上に充実させることを本年度の基本方針としております。今回の寒川での無料相談会は、その一環として企画されました。今後も、当支部単独開催のイベントだけでなく、他の開催形式のイベントにも力を入れていく方針です。よろしくお願いたします。

## 相模原支部

## 秋の行事のご報告

相模原支部では、毎年9月から10月にかけて、定例となっている行事が続きます。

今年も、まず9月8日（日）に相模原士業連絡協議会による合同相談会が、ユニコムプラザさがみはらにて行われました。相模原士業連絡協議会とは、相模原市内の弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士の五士業で構成されており、毎年各士業が担当を持ち回りで行事を開催しています。あいにく合同相談会当日は、台風15号が関東を直撃するというニュースで朝から持ちきりだったのですが、それにも関わらず、一定数のご相談者が会場にお越しになり、この相談会が必要とされているのだと感じることができました。

9月19日（木）には産業会館の他目的ホールにて、同じく相模原士業連絡協議会による合同セミナーが開催されました。今回は弁護士の松坂大輔先生を講師にお迎えして、「相続法改正～改正のポイントと実務への影響」をテーマに講義をしていただきました。先生のお名前を拝見すると多くの方が「ん？」と思うのでしょうか。「今日は野球の話ではありません」という掴みの一言から始まり、配偶者の居住権や遺産分割、遺言制度、遺留分制度、寄与分等法改正における改正点をととてもわかりやすくご説明いただきました。タイムリーかつ関心の高いテーマであったことで、セミナー会場が、ほぼ満員となる大盛況ぶりでした。



10月5日（土）と19日（土）には、それぞれ相模大野と橋本で街頭無料相談会を行いました。10月の街頭無料相談会は相模原支部の例年行事ですが、今年は相模大野の会場が今までの伊勢丹前から、相模大野駅北口ペDESTリアンデッキ付近に変更となりました。初めての会場という不安要素があったものの、ふたを開けてみれば例年を上回る多くの件数のご相談をいただきました。遺言や相続のご相談が多いのは毎年のこととはいえ、前述の合同セミナーのテーマでもあった相続法改正に関わること、家族信託や成年後見制度などを絡めた複雑なご相談にいらっしゃる方も増えています。相談会を通じて、自分の知識を増やすことはもちろん、それをわかりやすく人に伝える力の必要性を痛感し、日々の仕事になんとか慣れを感じ始めていた私には、改めて身が引き締まる思いの一日となりました。

伊藤智子



## 厚木支部

### 厚木支部研修会報告

日 時：令和元年9月21日（土）  
午後2時～午後5時  
場 所：神奈川工科大学  
ITエクステンションセンター  
503講義室  
研修内容：「手引きには載っていない  
建設業実務」  
～レア実例、注意したい改正点、経営  
事項審査をお勧めする利点など～  
講師 行政書士 山本 毅 先生  
（湘南支部）  
出席者：31名

厚木支部の令和元年度上期研修会が、「神奈川工科大学 エクステンションセンター」にて開催されました。



【研修会風景】

「手引きには載っていない建設業実務」レア実例、注意したい改正点、経営事項審査をお勧めする利点などのタイトルのもと、湘南支部の、山本 毅先生にご講義いただきました。

手引きだけでは読み取れない細かい定義や経営事項審査における注意点など、初心者にも有益な情報が盛り沢山で、とても充実した研修会となりました。



【講師 山本 毅 先生】

建設業法改正点や見通しについてもわかりやすい資料をご提示いただき、参加された皆さまにも大変好評でした。

その後、講師の山本先生をはじめ他支部の先生方もご参加くださり、総勢25名での懇親会がにぎやかに行われました。みなさん業務の情報交換をされたり、近況を知らせ合ったり、とても楽しい時間を過ごせたことと思います。



【懇親会風景】

次回もたくさんの方々のご参加をお待ちしております。講師の先生、充実したご講義をどうもありがとうございました。

（厚木支部 畠山 陽子）

## 平塚支部

《平塚支部 平塚市役所にて  
広報月間市民無料相談会を開催》  
～毎年恒例の無料相談会を開催しました～

令和元年10月1日（火）午後1時～4時まで、毎年恒例の広報月間市民無料相談会を平塚市役所にて開催いたしました。

昨年同様、正面入り口左側、1階多目的ホールに受付と待合席および相談席を設け、6名の支部相談員が市民の方々の様々なお相談をお受けしました。

ご相談内容の内訳は、相続5件、遺言3件、その他1件の合計9件でした。どのご相談者も皆様真剣な表情で相談されており、平塚支部の相談員も真摯に対応いたしました。

開始前には、落合市長が直々に激励にお越しくださり、一層身が引き締まるとともに、このような機会により良いアドバイスができるよう努力を怠ることなく、日々研鑽を重ねてまいりたいと感じた一日となりました。

（幹事：藤原悦子）



### 《平塚支部福利厚生事業》

令和元年度福利厚生事業として、平塚支部では山梨県への日帰りバス旅行を企画、10月5

日（土）に、総勢14名の参加を得て、午前8時に平塚駅北口NTT前を出発しました。

当日は10月だというのに30度を超える夏日となりましたが、バス内は冷房が効き、ビールで喉を潤し、大きな渋滞もなく快適な空間移動。

圏央道～中央道と進み、最初に笹一酒造の酒蔵を見学。清酒の命である湧水を飲んで、さらに少しばかりの利き酒を楽しみました。

次に向かったのは勝沼ぶどう園で、こちらでは太陽を浴びながらのぶどう狩りを堪能。併せてバーベキューをお腹いっぱいいただきました。（アルコールはワインを少しだけ。）

お腹をさすりながら、バスで移動して食後の腹ごなしは、笛吹川フルーツ公園での散策。

参加会員は、富士山を正面に望みながら、1時間程度のリラックスタイムを思い思いに過ごしたようです。

最後の訪問先は、シャトー勝沼。年季を重ねたワイン樽がいかにもの雰囲気醸し出しています。貯蔵庫で香りを楽しんでから、またまたワインの試飲を（笑）。

もちろん、スタッフへ、家族へ、各自しっかりお土産を購入して、平塚への帰路へ。

比較的スムーズな移動で、定刻前に平塚に到着。

出発時に若干1名参加予定者が乗り遅れるというハプニングはありましたが、支部として初めてのバス旅行なので、まずまず順調な行程であったかと思えます。

この後、夜の街へ消えた会員も多数、プライベートでリラックスして、会員間の交流が深まり、また明日の業務への英気が養われたことでしょう。今後ますます多数の会員がこの楽しい交流の場に参加してくれることを期待しています♪

（幹事：佐藤誠）



## 小田原支部

### <第1回研修会について>

8月9日（金）、支部会員19名、他支部会員8名計27名の参加のもと、開催しました。

講師には、日政連幹事長・神政連会長加藤幹夫先生をお招きし、政治連盟の組織、書士会、日行連との関係などから説明していただき、政治連盟の使命、活動領域、目指すところと熱弁を奮っていただきました。5年周期の書士法の改正の好機に①法律の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」を明記②一人法人の設立等の許容③会による注意勧告に関する規定新設の3点はすでに条文（案）ができており、臨時国会での成立を目指している。ただ、成年後見に関わる省令改正については、皆さんが望んでいるほど簡単ではない。加藤先生ならではの視点のお話と共に、皆が行政書士の未来に向けて協力していこうとの言葉でしめられました。

### <納涼会について>

8月30日（金）小田原「だるま」にて参加者20名で開催しました。今年の納涼会は、「おもてなし」をテーマに、小田原支部二市八町の一つの箱根町の重要産業である芸者さんに学ぼうと斬新的な企画にしてみました。

始めに、姉妹で置屋『松芳』を創業された「李（すもも）さん」に、芸者さんとして日々努めている「おもてなし」について、ミニ講演をお願いしました。

李さんが日頃一番に心掛けていることは「お客様が何をもとめているのか」を把握することだと言います。また日々のお稽古は勿論の事、体力づくりのためにゴルフ練習やジムに通い、英会話も特訓中との事。このプロ根性は我々も見習うべきと感じました。

しばし歓談後、三味線に合わせて芸者さんによる踊りを鑑賞、続いてお座敷遊びの「金毘羅船々」というゲームで楽しみました。会員は、畳の上のテーブルで楽ですが、芸者さんはその都度床に正座をして手を付き、きちんと挨拶をされる姿はとても美しく、相談者、依頼者との対応時に、私たちも美しく見える立居振る舞いを意識すべきだと感じさせられました。





### <第2回研修会について>

9月28日(土)、22名の参加で、開催しました。今回は、各分科会でフリートークの座談会形式と初めての試みでした。我々の業務は、多くの法律知識や社会の慣習の理解、広い経験が必要です。ひとりではなかなか身に着けられないことを、多くの仲間の知識、経験を共有することは大いに役立ちます。今後も多くの仲間、先輩と議論できる場を、提供していきたいと感じました。

(広報委員 鈴木 佐)

### 大和・綾瀬支部

#### 令和元年度第1回支部実務研修会を開催

令和元年9月13日(金)18時00分から、大和商工会議所2階第1会議室において、令和元年度第1回支部実務研修会を開催いたしました。

講師に、弁護士である麻生興太郎先生をお招きし、「相続法改正について」をテーマに1時間半の講演をしていただきました。麻生先生は、平成27年に弁護士登録をなされ、それ以前は、検事として30年余の勤務を経て最高検検事を最後に退官、その後は平塚公証役場にて公証人として10年執務されました。また、その豊富な知識と経験から、執筆活動にもお力を

入れており、複数の書籍を執筆されております。

此度の研修会におきましても、昭和55年以来の大きな改正ということもあり、その内容は多岐にわたりますが、とてもわかりやすくご説明していただきました。参加者一同も最後まで興味深く拝聴し、研修会としてとても充実した内容となりました。



高杉未来

### 海老名・座間支部

#### 令和元年度第1回 支部勉強会開催について

日時：令和元年8月28日(水)

18時30分～20時30分

場所：海老名市文化会館 353多目的室

残暑厳しい8月下旬、海老名・座間支部の支部勉強会を開催いたしました。

この支部勉強会は、本年度の”具体的な事業方針”で挙げられた『支部会員のスキルアップを図る』を具現化するためのものです。

第1部では『日常業務の再確認』と題して、開業3年ほどの先生方が抱えている業務でのお困りごとやお悩みごとを、ベテランの先生方を交えたフリートーク形式の討議を通じて、解決への糸口を探っていこうという主旨で行われま



した。敢えてテーマを絞ることなく行ったため、広範囲の分野が話し合われましたが、他の方のご意見を聞くことで、自身の業務への取り組みを見直す機会にもなり、このような主旨の会は支部の中で定期的に設けてもよいのではないかと意見も出され充実したものとなりました。

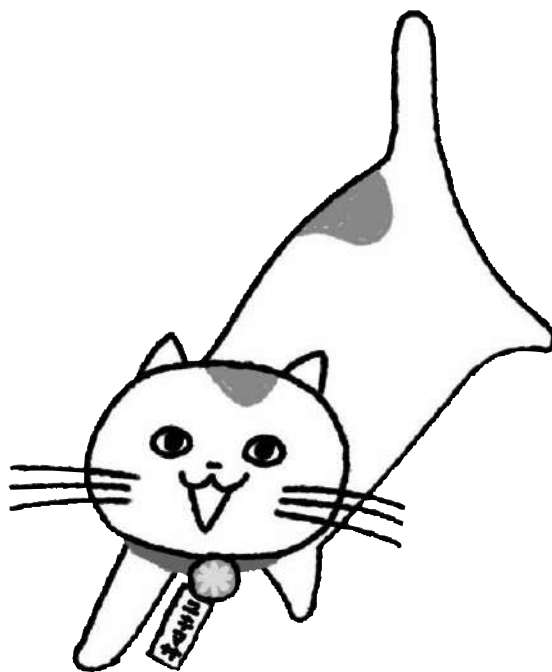
続く第2部では、社会保険労務士でもあり、キャリアコンサルタントとしてプレゼンテーションや数多くのセミナー講師経験をお持ちの馬目慎一郎先生を内部講師としてお迎えし、『セミナー講師の心得 伝授します。』と題して行われました。講義前半は座学として、資料作成に取り掛かる前の準備段階の大切さ、特に、“（セミナーなどの）主催者の意図”をきちんと確認すること、そして、その“意図”から、どのように“ゴールを設定するか”が重要であることをご教授いただきました。講義後半は3グループに分け、各グループで自由にテーマ設定して、“主催者の意図”や“ゴール設定”を考えてみるというグループワークを行いました。



本講義の中では、参加者全員へ『言葉を一切発することなく、ジェスチャーやアイコンタクトだけで、年齢順に一人で並んでください。』との課題が出され、（つつい言葉を発してしまう場面もありましたが）ジェスチャーだけで自分の意図や数字（年齢なのか、生年月日のかなど）を伝えることの難しさを身をもって体験することができ、全員大いに盛り上がり、和

気あいあいとした雰囲気の中での支部勉強会となりました。

（支部通信員 石黒祐功）



## 政連だより

## 神奈川行政書士政治連盟

## ■ 梅沢裕之君の神奈川県議会議員就任を祝う会に出席 ■

日 時 令和元年9月20日（金）

18:00～

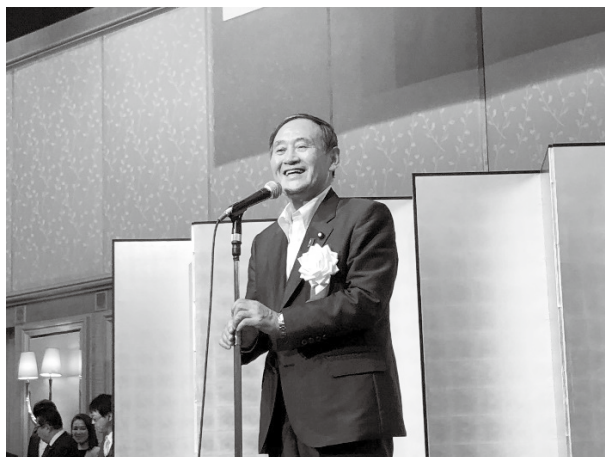
場 所 横浜ロイヤルパークホテル

梅沢裕之県議（神奈川区）の第112代神奈川県議会議員就任を祝う会が開催されました。

当日は、発起人代表である小此木八郎衆議院議員をはじめ、黒岩祐治県知事、国会議員、県内の市長、町長など約600名が出席されました。菅義偉内閣官房長官もお祝いに駆け付け、とても盛大な会となりました。

平成元年に県議会議員に就任した父・健治氏もご挨拶され、大いに会場を沸かせていました。梅沢県議からは、「令和元年の議長として、新しいことにもどんどん挑戦していく」という力強い意気込みが語られました。

「平成」と「令和」という、まさに時代を超えた親子二代での議長就任に本連盟も心からお祝いを申し上げます。



## ■ 山崎誠衆議院議員がご来局 ■

8月30日（金）に山崎誠衆議院議員が来局されました。「特定技能と登録支援機関に関する意見交換会」のご案内をされました。第197回国会にて、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立、公布されました。「特定技能」で在留する外国人、登録支援機関も一層増加することが見込まれております。今後とも本連盟は、議員の皆様を通じて、積極的に情報収集・意見交換をしてまいります。



## ■ 鈴木けいすけ衆議院議員を励ます横浜経済人の集いに出席 ■

日 時 令和元年10月11日（金）

18:30～

場 所 ロイヤルホールヨコハマ

鈴木けいすけ衆議院議員を励ます横浜経済人の集いが開催されました。国会議員、地方議員をはじめ、横浜を中心に県内外から経済人が総勢300名集まり、大変盛況な会でした。麻生

太郎財務大臣も公務から駆け付け、更なる活躍に期待を込め、挨拶をされました。9月の内閣改造で外務副大臣に就任した鈴木けいすけ衆議院議員からは、「政府の一員として、日本の未来のため、引き続き奮闘したい」との決意表明がなされました。



## ■ 神政連ホームページ「会員のページ」について ■

神奈川県行政書士政治連盟のホームページ（<http://jinseiren.com/>）において、「会員のページ」に活動報告、規約等の各種情報を掲載しております。ぜひご一読ください。

・ I D : j i n s e i r e n ・パスワード：事務局までお問い合わせください。

# かなさぽ便り

## かなさぽ第10期定時社員総会報告

令和元年9月30日（月）午後2時より、かながわ労働プラザ（Lプラザ）3階多目的ホールにて、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部第10期定時社員総会が開催されました。

開会に先立ち物故者菅原昌子会員、村上伸昌会員への黙とうの後、平野公平会員より開会が宣言されました。

開会にあたって、岡清二一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター副理事長よりご祝辞をいただきました。協定書により、日行連とコスモス本部との協力関係が明確になり、それに伴い単位会とコスモス支部との連携を強化、良い関係をしっかりと築いていくことが大切と語られました。

議事では、第1号議案、2号議案として、事業報告と収支決算報告、監査報告が行われ、それに対して、小田原西地区の井上茂会員が質問に立ち、執行部からの回答を経、両議案とも賛成多数で承認されました。

第3号議案として第10期事業計画案の説明がなされ、地区活動の充実強化、神奈川県行政書士会との連携、今期における講演会、シンポジウムの開催など、多数の事業が計画されており、予算案とともに承認されました。

最後に役員改選が行われ、新たな執行部が選任され、会員の承認を得、無事、総会が閉会いたしました。

総会終了後は、かながわ労働プラザ9階「レストラン味彩」にて懇親会が開催されました。

田後隆二支部長の挨拶に続いて、ご来賓の岡清二一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター副理事長のご祝辞を賜り、大野照夫会員の乾杯の音頭で会が始まりました。

加藤幹夫神奈川県行政書士政治連盟会長もご来賓としてご参加くださり、お祝いのお言葉を頂きました。

## 新役員紹介

### 【幹事】

支部長 田後 隆二（相模原）  
 副支部長 井出 順（横浜南）  
 副支部長 平野 公平（横浜湘南）  
 副支部長 境 隆志（小田原西）  
 事務局長 井出 順（横浜南）  
 総務委員長 町田 緑（横須賀）  
 財務委員長 福島 秀一（横浜中）  
 広報渉外委員長 瀧口 幹子（川崎）  
 研修委員長 蛭川 奈美（横浜西）  
 業務相談委員長 池田 純夫（横須賀）  
 業務管理委員長 塚原 秀久（小田原西）  
 事務局次長 岡田 秀道（横浜中）  
 幹事 村上 崇文（横浜東）  
 幹事 飯田 弘樹（小田原東）

## 特別委員会

候補者推薦委員長 田後 隆二（相模原）  
 改革検討委員長 井出 順（横浜南）  
 調査委員長 境 隆志（小田原西）  
 記念行事準備委員長 田後 隆二（相模原）

### 【監事】

大野 照夫（横浜中）  
 山崎 富雄（横浜南）



新執行部のみなさん。「がんばります！！」

## 成年後見制度の歩みと 設立20周年記念行事について

かなさぽは、成年後見制度が発足した平成12年（2000年）に、行政書士の社会貢献の一環として、神奈川県行政書士会によってNPO法人神奈川成年後見サポートセンターとして設立され、その後、日本行政書士会連合会が設立した一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターへ合流し、来る令和2年（2020年）には設立から20年を迎えます。

そしてこの間、成年後見制度は、高齢者や障がいを持つ方々の権利擁護における重要な社会制度として徐々に定着する一方、利用の低迷、人権侵害、財産管理偏重等の様々な課題が指摘されるようにもなりました。

こうした中、2006年に採択された障害者権利条約（日本は2014年に批准）等を一つの契機として、2010年に横浜宣言が採択され、2016年には成年後見制度利用促進法が成立するに至り、国を挙げて制度改善に向けた取組みが行われることとなりました。同法に基づき、平成29年（2017年）に基本計画が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる制度への変革・運用を目指し、現在、各地で中核機関設置等の準備が進められており、神奈川県内における各市町村の取組みにおいては、行政書士も専門職団体としての役割を果たすため、企画段階からの参画に努めています。

本年、令和元年（2019年）には、行政書士の社会的使命を果たすため、行政書士会とコスモスが一体となり、行政機関等と連携して成年後見制度に取り組む体制も整備されてきました。

令和2年（2020年）は、成年後見制度の発足及びかなさぽ設立20年となる節目の年であるとともに、基本計画（5年間）の中間年度を過ぎ、関係機関等が目標達成に向けた取組みを加速させる重要な時期となります。

かなさぽでは、係る節目の年を迎えるにあたり、行政書士の成年後見制度への取組み実績と、制度発足当初から利用者に寄り添ってきた姿勢を県内外に示す絶好の機会と捉え、成年後見制度の

一翼を担う行政書士の存在意義を社会に示し、また真に利用者のための制度を整備し、その利用促進に資することを目的として、以下の概要にて「設立20周年記念行事」を実施いたします。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

## 設立20周年記念行事概要

### 【第10期実施】

1. 記念式典及び記念シンポジウム
 

日 時	令和2年6月26日（金） 午後1時～午後5時
場 所	はまぎんホール ヴィアマーレ
テーマ	「利用者が望む成年後見制度・成年後見人への模索」
2. 記念論文の募集
 

時 期	令和元年11月募集開始 （募集期間は3か月間程度）
テーマ	「利用者が望む成年後見制度とは」 「利用者が望む成年後見人とは」 「成年後見制度を利用して感じたこと」
表彰等	優秀論文は記念式典で表彰予定
3. 記念誌の発行
 

時 期	令和2年5月末
-----	---------

### 【第11期実施】

4. 記念一斉無料相談会
 

時 期	令和2年10月
-----	---------
5. 記念行事記録誌の発行
 

時 期	令和2年12月
-----	---------

詳しくは、かなさぽHPをご覧ください。

<http://www.kanasapo.com/> （事務局）

【神奈川建行協だより】

■第1回定期研修会のご報告

2019年8月31日（土）午後2時より、令和元年度の第1回定期研修会を行いました。1時限目は畠中 初恵会員より『建設業法逐条研究（序章・第1章 総則）』について、2時限目は小田 靖会員（当会研修担当幹事）より『入札参加資格認定申請の概要』について講義がありました。

「質問コーナー」は、國井 和夫会員（当会総務担当幹事）による進行。実務的な「申請書副本」の納品方法と預かり方、営業所の解釈について（本店・支店の別の本質、契約の実態など）が話題になりました。



■「キャリア研」活動を本格始動

本年度より神奈川建行協にて取り組む「行政書士建設キャリアアップシステム研究会（略称『キャリア研』）」のキックオフミーティングを8月31日（土）午前10時より、また第1回勉強会を10月2日（水）午後2時よりおこないました。

当会の中條 義人会員を中心に、有志17名（うち法人2、個人13）が集まり、キックオフミーティングではキャリア研の活動方針や連絡体制についての決定、第1回勉強会では「建設キャリアアップシステム（CCUS）」の代行申請について周知するための媒体検討や、インターネット申請（事業者登録の部分）についてフローの再確認、最新情報の共有などを行いました。

した。

<神奈川建行協 今後の予定>

第3回	12/20(金) 14:00~	建設業法逐条研究(第2章 特定許可) 建設工事請負契約と標準契約約款
第4回	令和2年 2/15(土)	建設業法逐条研究(第3章 請負契約) 解体工事業者登録、電気工事業者登録
春の公開研修	4/9(木) 14:00~	建設業許可制度と周辺許認可制度 経営事項審査申請のロールプレイ
第5回	4/25(土) 14:00~	建設業法逐条研究(第4章 施工技術) 産業廃棄物収集・運搬業許可

※内容は変更になる場合があります。研修会は「公開研修」を除いて会員のみ参加可能です。

★神奈川建行協Facebookページ  
Facebook内で「神奈川建行協」と検索するか、こちらから↓



<神奈川建行協とは？>

私たちは『建設業関連業務』を中心に活動する、神奈川県行政書士会に所属する行政書士の任意団体です。定期研修会を偶数月に行うほか、会員外の方にもご参加頂ける公開研修会を年二回（春・秋）、基調講演（夏の特別研修会）などを行っております。建設業者の皆さまの業績向上に寄与するため、入札その他までアドバイスできるプロフェッショナル集団となるべく、会員一同日々励んでおります。お問い合わせは事務局まで。

《神奈川建行協事務局》 〒231-0014  
横浜市中区常盤町3-27-3-302  
行政書士こばやし法務事務所内  
(メールkanagawakengyokyo@gmail.com)  
(須田記)

● 任意団体勉強会のご案内 ●

「てるてる塾」

「てるてる塾第52回研修会のご案内」

1. 日時 令和元年12月11日(水)  
18:15~20:15
2. 会場 かながわ県民センター301会議室  
(横浜駅西口下車 徒歩5分)
3. 科目 「高齢者介護施設の選び方」(仮題)
4. 講師 行政書士(南・港南支部)  
坂口 清晴 先生
5. 研修料 2,000円(当日徴収)
6. 懇親会 3,000円程度
7. 申込先 てるてる塾事務局 小川恵一  
ホームページ:「てるてる塾」で検索  
FAX:045(306)5776

4. 講師 行政書士(南・港南支部)  
池田 誠 先生
5. 研修料 2,000円(当日徴収)
6. 懇親会 3,000円程度
7. 申込先 てるてる塾事務局 小川恵一  
ホームページ:「てるてる塾」で検索  
FAX:045(306)5776

「てるてる塾第53回研修会のご案内」

1. 日時 令和2年1月7日(火)  
18:15~20:15
2. 会場 かながわ県民センター301会議室  
(横浜駅西口下車 徒歩5分)
3. 科目 「若葉マークの相続手続き」  
(主な対象者 入会年度の浅い方、相続  
手続き支援業務が未経験でこれからや  
ろうと考えている方で、相続手続きにつ  
いて初歩の情報が知りたい方)

- 「てるてる塾第54回研修会のご案内」
1. 日時 令和2年2月12日(水) 18:15  
~20:15
  2. 会場 かながわ県民センター301会議室  
(横浜駅西口下車 徒歩5分)
  3. 科目 「空き家問題と行政書士」(仮題)
  4. 講師 行政書士(鎌倉支部) 田中 誠 先生
  5. 研修料 2,000円(当日徴収)
  6. 懇親会 3,000円程度
  7. 申込先 てるてる塾事務局 小川恵一  
ホームページ:「てるてる塾」で検索  
FAX:045(306)5776

「もんじゅの会」

「もんじゅの会 令和元年12月勉強会」

1. 日時 令和元年12月6日(金) 16:30~18:30
2. 会場 野毛地区センター会議室(横浜市中区野毛町3-160-4ちえるる野毛3階)
3. 科目 「行政書士が取り組むべき業務」、他
4. 講師 もんじゅの会顧問 安友千治、他
5. 会費 2,000円
6. 申込先 もんじゅの会事務局 浅川真一E-mail monjyu2018@gmail.com
7. 終了後に懇親会(会費未定)を予定しています。  
詳細は、Facebook @monjyu2018 でご確認下さい。

～お願い～

\* 研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。  
字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。

● 任意団体勉強会のごあんない ●

「行政法学習塾」

「第49回行政法学習会」

1. 日 時 2019年11月27日(水) 18:00~20:00
2. 会 場 かながわ労働プラザ(Lプラザ)4階 第8会議室
3. 科 目 『相続法解説~改正法を中心として~①』
4. 使用教材 50頁余のレジュメを用意します
5. 講 師 特定行政書士 志水晋介(東京会)
6. 受講料 2,000円
7. 申込先 行政書士長谷川幸子事務所 メール hasegawa@shj.jp
8. その他 学習会終了後、食事会あり(予算:2,500円)

「第50回行政法学習会」

1. 日 時 2019年12月17日(火) 18:00~19:00
2. 会 場 かながわ労働プラザ(Lプラザ)4階 第8会議室
3. 科 目 『相続法解説~改正法を中心として~②』
4. 使用教材 50頁余のレジュメを用意します
5. 講 師 特定行政書士 志水晋介(東京会)
6. 受講料 1,000円
7. 申込先 行政書士長谷川幸子事務所 メール hasegawa@shj.jp
8. 望年会 19:15~21:15  
場所:中華街「鳳林」  
金額:5,000円(税込)飲み放題付

「第51回行政法学習会」

1. 日 時 2020年1月30日(木) 18:00~20:00
2. 会 場 かながわ労働プラザ(Lプラザ)4階 第9会議室
3. 科 目 『基礎から学ぶ行政法』
4. 使用教材 ①『行政法』第5版 櫻井・橋本共著 弘文堂 ②『行政判例百選I』第7版
5. 講 師 特定行政書士 志水晋介(東京会)
6. 受講料 2,000円
7. 申込先 行政書士長谷川幸子事務所 メール hasegawa@shj.jp
8. その他 学習会終了後、食事会あり(予算:2,500円)

「第52回行政法学習会」

1. 日 時 2020年2月26日(水) 18:00~20:00
2. 会 場 かながわ労働プラザ(Lプラザ)4階 第8会議室
3. 科 目 『基礎から学ぶ行政法』
4. 使用教材 ①『行政法』第5版 櫻井・橋本共著 弘文堂 ②『行政判例百選I』第7版
5. 講 師 特定行政書士 志水晋介(東京会)
6. 受講料 2,000円
7. 申込先 行政書士長谷川幸子事務所 メール hasegawa@shj.jp
8. その他 学習会終了後、食事会あり(予算:2,500円)

尚、講師の都合により、内容、日程が変更になる場合があります。

～お願い～

\*研修会の「科目」についてはタイトルのみの掲載となっています。  
字数は、一研修会につき、200字以内で、超過しないようお願いいたします。



## 小出秀人相談役 黄綬褒章受章祝賀会を開催

令和元年9月28日（土）、横浜市中区山下町のホテルニューグランドにて小出秀人相談役の黄綬褒章受章祝賀会が催されました。

会場であるホテルニューグランドは、横浜で最も格式のあるホテルであり、また受章者の事務所や神奈川県行政書士会の事務局も同じ山下町にあることから会場を決定したとのこと。会場の重厚な雰囲気の中、当日は159名の招待客が小出相談役の受章を祝い、ドンペリニヨンの乾杯で始まった祝宴は、終始和やかなとても温かい会となりました。

受章者挨拶で「肩書、役職に纏綿しないで行政書士発展のために各自が出来ることをするのが肝要。また、枢要な立場の方はノブレスオブリージュの精神をもたねばならない。」との言葉があり、これまでの会務に臨む受章者の姿勢に大変感銘を受けました。

また「人口に膾炙していい気になっていると思われるのも癪であり、黄綬褒章受章という花道も用意された」ことから『10年』で区切りを付けたいと決めていたことを知り、あらためて受章者の潔さと器の大きさを感じました。黄綬褒章受章、誠におめでとうございます。

（祝賀会実行委員長 横浜中央支部支部長 本間潤子）



# ようこそ新人さん

当コーナーでは、この1～3ヶ月に入会された新人会員のご紹介をしています。

- ①入会年月日 ②事務所名 ③事務所所在地 ④電話 ⑤ファクス ⑥電子メール ⑦年齢 ⑧血液型 & 星座 ⑨ホームページ  
⑩兼業 ⑪力をいれていきたい業務 ⑫好きな食べ物（飲み物） ⑬お気に入りのリフレッシュ法 ⑭一言！（自己PR など）

うだ がわ あさみ  
**宇田川 麻美さん**

---

① 令和元年7月1日  
② かがやき行政書士法人川崎事務所  
③ 川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号  
④ 044-969-0102  
⑥ udagawa.asami@kagayaki-tax.com

どばし やすとも  
**土橋 妥友さん**

---

① 令和元年8月1日  
② 行政書士みらい事務所  
③ 川崎市川崎区大師町16番3号  
④ 090-3222-1889  
⑥ dobashi@mirai-office.jp



ひらばやし ひでお  
**平林 英雄さん**

---

① 令和元年8月1日  
② 平林行政書士事務所  
③ 川崎市高津区下作延1-11-32  
④ 044-948-8691  
⑦ 40才  
⑧ AB型、やぎ座  
⑩ サラリーマン(運送業界、保育業界)  
⑪ 特車申請  
⑫ 生ビール  
⑬ 筋トレ  
⑭ 諸先輩のみなさま、よろしく願いいたします。



はら こういちろう  
**原 宏一郎さん**


---

① 令和元年8月1日  
② 原行政書士事務所  
③ 川崎市宮前区犬蔵2丁目19番地17  
スリーフィールドたまプラーザ205  
④ 044-863-7415  
⑤ 044-863-7416

たかはし まこと  
**高橋 諒さん**

---

① 令和元年8月1日  
② 行政書士アイキ国際事務所  
③ 横浜市神奈川区神大寺三丁目33番1号  
⑤ 050-3588-1410  
⑥ kokusai@aiki-ken.biz  
⑦ 59才  
⑧ O型、やぎ座  
⑪ 国際業務  
⑫ 合気道の稽古  
⑬ 元横浜市職員です！

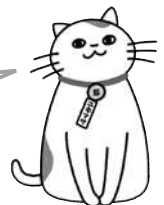


やまだ よしひろ  
**山田 淑大さん**

---

① 令和元年8月1日  
② 行政書士つくし事務所  
③ 横浜市都筑区佐江戸町2158番地  
サンライフ志田C 102号室  
④ 050-3331-4776  
⑭ これからよろしく願いいたします。

このコーナーは、新入会員説明会への参加者のうち、掲載を希望された方をご紹介しております。  
入会が一年未満で掲載ご希望の方は、①～⑭まで（すべてお答えいただかなくても結構です。）ご記入の上 gyosei@kana-gyosei.or.jp 宛にお送り下さい。



ほりぐち ゆうじ  
**堀口 裕史さん**

- ① 令和元年8月1日
- ② 堀口行政書士事務所
- ③ 横浜市青葉区もえぎ野26番地18



なかむら まさかず  
**中村 薫和さん**

- ① 令和元年8月1日
- ② 中村行政書士事務所
- ③ 横浜市都筑区池辺町3620-34
- ④ 045-934-8723
- ⑤ 045-932-3726
- ⑪ 特車申請



あべ ひろえい  
**安部 博衛さん**

- ① 令和元年8月1日
- ② 行政書士安部博衛事務所
- ③ 横浜市旭区市沢町885番地の24
- ⑥ hiroei@zeiri-net.com
- ⑩ 税理士(羽田野了策税理士事務所)
- ⑪ 相続、遺言書作成、契約書作成
- ⑭ 地域に役立つ行政書士として努力したいと思います



おおやぎ さとし  
**大八木 聡さん**

- ① 令和元年8月1日
- ② 行政書士大八木さとし事務所
- ③ 相模原市緑区相原5丁目15番20号
- ④ 090-8117-5782
- ⑤ 042-733-4175
- ⑦ 46才
- ⑧ A型、ふたご座
- ⑩ 相模原市議会議員
- ⑭ 市民福祉の向上に力を尽くします



い うんみん  
**李 恩珉さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 川崎駅前行政書士事務所
- ③ 川崎市幸区中幸町3丁目3番地1  
太陽ビル3階
- ④ 044-400-1061

ふなだ ひろゆき  
**舟田 浩幸さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 舟田行政書士事務所
- ③ 横浜市鶴見区鶴見中央一丁目21番11号  
ニックハイム鶴見渡辺ビル第一302号室
- ④ 045-501-3188
- ⑤ 045-501-3188
- ⑥ hiroyuki@funada.yokohama
- ⑦ 56才
- ⑩ 税理士
- ⑪ 国際業務



ふくだ じろう  
**福田 二郎さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 福田二郎行政書士事務所
- ③ 横浜市神奈川区神奈川二丁目19番7  
レジンド横浜902
- ④ 045-534-3745
- ⑤ 045-534-3747
- ⑥ jirofukuda@fuminoya.info
- ⑦ 53才
- ⑧ O型、ふたご座
- ⑪ 遺言、相続、家族信託、成年後見
- ⑫ うなぎ
- ⑬ ゴルフの打ちっぱなしで練習
- ⑭ お客様に親身な街の法律家になります。



はしもと かい  
**橋本 海さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 行政書士法人トリニティグループ横浜支店
- ③ 横浜市西区北幸2丁目9番40号  
銀洋ビル906号室
- ④ 045-620-8604

ながえ れい  
**長江 嶺さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 金乃時行政書士事務所
- ③ 横浜市港南区芹が谷四丁目9番6号
- ④ 080-7475-5073
- ⑥ ankin@kinnotoki.com

の と  
**能登 ゆかさん**

- ① 令和元年8月15日
- ② プリメーラ行政書士事務所
- ③ 横浜市磯子区杉田一丁目23番8号  
クレール・トワ杉田403号
- ④ 045-374-3295
- ⑤ 045-374-4595
- ⑥ yuka@notolegal.com
- ⑩ 司法書士

おおつぼ こういち  
**大坪 弘一さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 大坪弘一行政書士事務所
- ③ 横須賀市上町三丁目10番地  
赤穂ビル 1階左
- ④ 046-854-9856
- ⑤ 046-854-9857

あんどう まさひと  
**安東 昌仁さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 安東昌仁行政書士事務所
- ③ 藤沢市善行1-5-6  
Phil Court湘南207
- ④ 0466-90-5182
- ⑤ 0466-90-5187
- ⑪ 入管、法人設立

きつかわ ようすけ  
**橘川 陽介さん**

- ① 令和元年8月15日
- ② 行政書士橘川事務所
- ③ 中郡二宮町一色1053番地
- ④ 0463-72-0534
- ⑥ y.k-mail@mj.scn-net.ne.jp



まつむら あやこ  
**松村 綾子さん**

- ① 令和元年9月1日
- ② 松村行政書士事務所
- ③ 中郡二宮町百合が丘一丁目102番地の2
- ④ 0463-71-7333
- ⑥ ayakomatsumura@gmail.com
- ⑫ 激辛料理、シエリー酒
- ⑬ マラソン、スキューバダイビング、旅行
- ⑭ これまでの様々な経験を活かしてがんばります！

みよし たけふみ  
**三好 武文さん**

- ① 令和元年9月1日
- ② 三好国際法務行政書士事務所
- ③ 中郡大磯町東小磯716番地2
- ④ 090-1436-4107
- ⑥ joshua-galasha@mvg.biglobe.ne.jp
- ⑩ 外資系新聞社『IPC World Co.Ltd』のコラムニスト
- ⑪ 国際業務

みやの しんじ  
**宮野 伸二さん**

- ① 令和元年9月15日
- ② クラウド行政書士事務所
- ③ 川崎市宮前区土橋3丁目21番地8
- ④ 044-866-4024
- ⑥ nrd00105@b01.itscom.net
- ⑪ 国際業務
- ⑫ コーヒー
- ⑬ フィットネス



しおざき きょうすけ  
**汐崎 恭介さん**



- ① 令和元年9月15日
- ② 汐崎法務事務所(行政書士)
- ③ 横浜市緑区東本郷6丁目11番20-3号
- ④ 045-471-1990
- ⑤ 045-471-1990
- ⑥ www.http/shio20.com
- ⑩ マンション管理士
- ⑪ 遺言・相続
- ⑬ ピアノ、ヴァイオリン、チェロの音楽を聴くこと
- ⑭ 皆様の専門領域に関してネットワークを築かせて  
 いただきたいと思います。

やまぎし まみ  
**山岸 眞美さん**

- ① 令和元年9月15日
- ② 山岸行政書士事務所
- ③ 海老名市大谷北三丁目13番60-202号
- ④ 046-204-7413
- ⑥ m.yamagishi1112@gmail.com
- ⑪ 相続、成年後見
- ⑬ 温泉
- ⑭ これからどうぞよろしくお願致します。

# 会員の動き

(令和元年9月30日現在)

## 1 会員数3018名

## 2 異動状況

令和元年8月1日から9月30日まで

(1) 入会	25名
男	21名
女	4名
(2) 退会	13名
男	12名
女	1名

## 3 退会者

令和元年7月31日から9月29日まで

鶴見・神港	支部	尾形 慎	(R1.9.18)
横浜中央	支部	遠藤 欣哉	(R1.8.6)
横浜中央	支部	土屋 武	(R1.8.31)
南・港南	支部	美松 和男	(R1.8.31)
南・港南	支部	犬丸 佳久	(R1.9.6)
戸塚	支部	原崎 正志	(R1.9.10)
湘南	支部	吉尾 雅人	(R1.9.27)
厚木	支部	田原 光雄	(R1.8.31)
平塚	支部	鬼塚 浩一	(R1.9.20)
単位会移動			
鶴見・神港	支部	本間 孝保	(R1.7.31)
横浜中央	支部	熊谷 真	(R1.8.31)
訃報			
鶴見・神港	支部	中田 和子	(R1.9.23)
大和・綾瀬	支部	濃崎 朗	(R1.8.28)

## 4 入会者

(1) 令和元8月1日入会

川崎南	支部	土橋 妥友
川崎北	支部	平林 英雄
川崎北	支部	原 宏一郎
鶴見・神港	支部	高橋 諒
鶴見・神港	支部	林 泰信
緑	支部	山田 淑大
緑	支部	堀口 裕史
緑	支部	中村 薫和
旭	支部	安部 博衛
相模原	支部	大八木 聡

(2) 令和元8月15日入会

川崎南	支部	李 恩珉
鶴見・神港	支部	舟田 浩幸
鶴見・神港	支部	福田 二郎
横浜中央	支部	橋本 海
南・港南	支部	長江 嶺
磯子・金沢	支部	能登 ゆか
横須賀・三浦	支部	大坪 弘一
湘南	支部	安東 昌仁
平塚	支部	橘川 陽介

(3) 令和元9月1日入会

平塚	支部	松村 綾子
平塚	支部	三好 武文

(4) 令和元9月15日入会

川崎北	支部	宮野 伸二
鶴見・神港	支部	吉田 淳一
緑	支部	汐崎 恭介
海老名・座間	支部	山岸 眞美

## 事務局日誌

## 令和元年8月

日	曜	行 事
1	木	支部長会
2	金	建設環境部会
3	土	
4	日	
5	月	企画部会、綱紀委員会
6	火	国際部会
7	水	特定行政書士法定研修、研修部会
8	木	正副会長会・部長会
9	金	苦情処理委員会、申請取次委員会
10	土	
11	日	山の日
12	月	振替休日
13	火	
14	水	特定行政書士法定研修
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	民事法務部会、運輸警察部会
20	火	国際相談員講習会、法規監察部会
21	水	暴力団等排除対策本部会議、綱紀委員会
22	木	相談部会
23	金	
24	土	ADR調停人候補者要請研修
25	日	
26	月	
27	火	建設環境部研修会
28	水	正副会長会・理事会
29	木	登録証交付式、総務部主催研修会職務上研修会、総務部会、広報部会、企画部打ち合わせ
30	金	苦情処理委員会、ADR運営委員会
31	土	

## 令和元年9月

日	曜	行 事
1	日	
2	月	企画部会
3	火	
4	水	特定行政書士法定研修、国際部会、建設環境部会、国際部・建設環境部共同部会、広報部校正作業
5	木	
6	金	広報部校正作業、申請取次委員会
7	土	
8	日	
9	月	研修部会
10	火	広報部校正作業
11	水	正副会長会・部長会、特定行政書士法定研修
12	木	綱紀委員会
13	金	苦情処理委員会、行政書士試験場下見
14	土	ADR調停人候補者要請研修
15	日	
16	月	敬老の日
17	火	
18	水	特定行政書士法定研修、行政書士試験説明会打ち合わせ、監察連絡員会議、法規監察部会
19	木	申取臨時委員会、民事法務部会
20	金	企画部打ち合わせ、相談部会、建設環境部会（県との打合せ）
21	土	
22	日	
23	月	秋分の日
24	火	広報部会、苦情処理委員会
25	水	特定行政書士法定研修
26	木	登録証交付式、総務部主催研修会、総務部会、広報部会
27	金	正副会長会、理事会
28	土	
29	日	
30	月	





## 会報原稿の締め切りについて

第260号 令和元年12月15日(令和2年1月末発行予定)

会報に関する経費節約および省力化の推進にともない、会報原稿の受付は可能な限り、電子データ(word等のファイル)にてお願い致します。表紙の写真も募集中です。

文→電子データをメールにて受付

写真→電子データをメールあるいはプリント済の写真を郵送等にて受付  
(投稿いただきました写真については原則として返却いたしません。)

尚、「支部だより」に関しては、各支部1ページ以内(写真も含む)のご投稿でお願い致します。

電子メールでの受付先 [gyosei@kana-gyosei.or.jp](mailto:gyosei@kana-gyosei.or.jp)(本会事務局)  
～業務に関する情報・論文の投稿お待ちしております～

電子メールで原稿を送られた方は、数日中に返信メールがあります。返信がない時は、必ずメールが届いていることの確認を事務局にして頂くようお願い致します。

### 編集 後記

小出秀人先生、黄綬褒章受章誠におめでとうございます。この度の行政書士フェスタは、台風の影響で1日で完結いたしました。悪天候にも関わらず、ご相談にこられた市民の方々に全力でご対応することが、我々の使命であります。単位会の活動を、会員の先生方はご自身の活躍の場でどうぞご宣伝ください。ラグビーのワールドカップ、我等が日本はベスト8という成績を修めました。一人はみんなのために、みんなは一人のために！  
(森由香子)

今年の行政書士フェスタは、台風の影響で1日のみの開催となりました。それでも多くの相談者が訪れ、例年通り、盛り上がったフェスタでした。ご協力頂いた相談員の先生方、ボランティアの皆様、ありがとうございました。  
(三輪かほる)

行政書士フェスタは台風により1日開催となりましたが、たくさんの方にご来場頂きました。ご協力頂きました全ての皆様に感謝申し上げます。行政書士ONE

TEAMとなり、会がさらに発展しますように…！今年インフルエンザの流行が早いと聞きます。寒暖差の大きいこの季節、みなさまお体にお気をつけてお過ごし下さい。  
(星野涼子)

行政書士フェスタは台風の影響を受けましたが、会員のみなさまのご協力により無事終了することができました。ありがとうございました。フェスタが終わると早いものでもう年末ですね。広報部としてはHPの仕事も残っていますので、後半もがんばりたいと思います。  
(庄司旬子)

思いもよらぬ台風の接近で、対応を検討しなくてはならない状況が発生しましたが、様々な決定が敏速に行われた結果、事故もなく無事、行政書士フェスタを終了することができました。「行政書士かながわ」年内の発行はこの号が最後となります。来年に向けてより充実した紙面になるよう、広報部一同、アイデアを出していきたいと思います。誌面へのご意見、アイデア等ございましたら、ドシドシ広報部までお寄せください。(那住史郎)

行政書士かながわ  
第259号  
令和元年11月30日発行

発行人/田後隆二

広報部/荒木克成(編集長)、那住史郎、齋藤秀吉、星野涼子、庄司旬子、森由香子、三輪かほる

政連だより責任者/広報委員長 岡本祐樹

かなざば便り責任者/広報渉外委員長 瀧口幹子

今月の表紙/行政書士フェスタ2019

発行所/神奈川県行政書士会

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-641-0739 FAX.045-664-5027

印刷所/港北出版印刷株式会社 TEL.03-5466-2201 FAX.03-5466-2235

VISA

在留資格

비자

5か国語による

# 外国人無料相談

## Free Telephone Counseling 5 languages

以5国语言进行的外国人免费电话咨询   Consulta gratis por tel en 5 idiomas   Consulta gratis pelo tel em 5 idiomas



TEL

13:30→16:30

045-227-5560

日本語：毎週月曜日・水曜日・金曜日  
English：Every Wednesday  
中文：星期五  
Español：4ºViernes de mes  
Portugués：4ºSexta feira do mês



神奈川県行政書士会 担当：国際部

Kanagawa Administrative Lawyers Association International Affairs Div.

神奈川県行政書士会 国際部

Asociacion de los Gestores legales en Kanagawa Dep.Asuntos Internacionales

Asociacao dos Despachantes em Kanagawa Dep.Assuntos Internacionais

〒231-0023

横浜市中区山下町2

産業貿易センタービル7F

TEL:045-641-0739

<http://www.kana-gyosei.or.jp/>

WEBSITE

